

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成29年3月31日

金曜日

号外

目

次

監査委員公告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表

1

~~~~~

## 公 告

~~~~~

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人中川敏裕から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明

富山県監査委員 五十嵐 務

富山県監査委員 中 山 喜 徳

富山県監査委員 上 田 信 雅

(通知文)

平成29年3月21日

富山県監査委員 宮 本 光 明 殿

富山県監査委員 武 田 慎 一 殿

富山県監査委員 中 山 喜 徳 殿

富山県監査委員 上 田 信 雅 殿

富山県包括外部監査人 中 川 敏 裕

平成28年度包括外部監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第252条の37第5項及び包括外部監査契約書第7条に基づき、平成28年度包括外部監査の結果に関する報告書を提出します。

(報告書)

包括外部監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

港湾事業の業務の執行及び管理について

3 監査テーマ選定の理由

富山湾は、平成 26 年 10 月に、我が国では、松島湾に次いで 2 番目に「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が認められ、富山県の観光政策において重要であり、また、景観保全や国土保全の観点からも、県民の関心が高いものと考えられる。さらには、伏木富山港は日本海側の総合的拠点港¹として災害に強い物流ネットワークの構築等、地域経済の発展に重要である。

以上の理由から、当年度の包括外部監査においては、港湾事業を対象として、富山県が行う港湾事業に係る計画等の策定やその進捗の確認、港湾事業に係る財務事務の執行状況、行政評価（政策評価・事業評価）、取得した港湾施設（一部の海岸保全施設も含む）の管理方法等について検証を行うことに意義があると判断し、特定事件として選定した。

4 監査対象年度

原則として平成 27 年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成 28 年度についても対象とした。

5 監査の着眼点及び主な監査手続

（1）主な監査の着眼点

- ・ 港湾事業に係る計画において、事業の必要性を十分に検討しているか。
- ・ 財務事務の執行は、法令等に従って適正に実施されているか。
- ・ 行政評価について、今後の事業に活用するため、課題調査等が適正に実施されているか。
- ・ 取得した港湾施設は、法令等に従って、台帳に正しく記録され、管理されているか。

¹ 経済成長著しい対岸諸国と地理的に近接する日本海側港湾において、伸ばすべき機能の選択と施策の集中及び港湾間の連携を通じて、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り入れるとともに、東日本大震災を踏まえた災害に強い物流ネットワークの構築にも資することを目指し、国土交通省が平成 23 年 11 月に日本海側拠点港を選定した。この時、伏木富山港は、新潟港、下関港、北九州港及び博多港の 4 港とともに、日本海側の総合的拠点港として選定されている。

- 取得した港湾施設に、遊休のものはないか。

(2) 主な監査手続

港湾事業に関する諸資料の閲覧、所管部署に対する質問、港湾施設等の現場視察、港湾台帳等と関連資料の照合を中心として、監査を実施した。なお、監査手続の詳細は、「第 5 港湾事業に関する各種計画」以降において記載する。

(3) 監査対象

ア 監査対象とした事業及び会計単位

- 港湾事業（一般会計）
- 海岸事業の一部（一般会計）²
- 富山県港湾施設特別会計
- 富山県工業用地等管理特別会計³

イ 監査対象とした部署⁴

- 土木部港湾課
- 土木部管理課
- 伏木港事務所
- 富山港事務所
- 富山新港管理局
- 高岡土木センター
- 新川土木センター

6 監査実施期間

平成 28 年 7 月から平成 29 年 3 月までである。なお、平成 28 年 5 月から 6 月までは特定事件の選定、監査人補助者の選任及び予備調査等を実施した。

7 監査担当者とその資格

包括外部監査人 公認会計士 中川 敏裕

補助者 公認会計士 越田 圭

〃 公認会計士 深澤 智士

² 監査対象とした理由は「第 3 港湾事業の概要 2 港湾事業と海岸事業との関係」を参照。

³ 監査対象とした理由は「第 3 港湾事業の概要 3 一般会計と特別会計の相違点」を参照。

⁴ 監査対象とした理由は「第 4 富山県における港湾事業の概要 2 港湾事業を担当する組織」を参照。

- 〃 公認会計士 吉岡 勇雄
- 〃 公認会計士 内田 栄紀
- 〃 公認会計士 谷口 明

8 利害関係

包括外部監査人の対象としたテーマについて、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

9 報告書数値について

当報告書に記載する表の合計又は差額は、単位未満の端数処理により、総数と内訳の合計又は差額とが一致しない場合がある。

第 2 監査における指摘事項及び意見

1 指摘事項及び意見の定義

当報告書に記載する指摘事項及び意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘事項」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理的に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

2 指摘事項の一覧表

番号	概 要	記載区分	記載頁
01	野積場の使用申請期間に係る現場の未確認	第 6 の 5(3)	67
02	野積場の使用申請面積に係る現場の未確認	第 6 の 6(3)	70
03	公有財産台帳の未作成	第 8 の 6(3)	154

3 意見の一覧表

番号	概 要	記載区分	記載頁
01	港湾計画の改訂（伏木富山港）	第 5 の 7(3)	34
02	港湾計画の改訂（魚津港）	第 5 の 7(4)	36
03	渡船事業の内容見直し	第 6 の 3(2)	48
04	適切な資金計画の策定	第 6 の 3(3)	51
05	引船事業を民間へ移行する体制の整備	第 6 の 3(5)	54
06	競争入札における辞退理由の把握	第 6 の 4(2)	59
07	随意契約時における緊急性の明確化	第 6 の 5(2)	62
08	随意契約と指名競争入札の使い分け	第 6 の 5(2)	64
09	野積場における専用使用の導入	第 6 の 5(3)	68
10	事業再評価における想定侵食地域の設定方法	第 7 の 4(3)	76
11	港湾台帳の建設終了年度が不明な場合の対応	第 8 の 4(2)	87
12	港湾台帳の事業費が不明な場合の対応	第 8 の 4(2)	87
13	港湾台帳における事業費入力誤り	第 8 の 4(2)	87
14	港湾台帳における事業費の不適切な配分	第 8 の 4(2)	88

番号	概 要	記載区分	記載頁
15	港湾台帳及び公有財産台帳の重複作成	第8の4(2)	88
16	港湾台帳における港湾施設の写真添付	第8の4(2)	88
17	海岸保全施設調書における事業費の記載	第8の4(3)	89
18	港湾台帳における実効性のある更新作業の実施	第8の4(4)	90
19	占用等を許可する場合の留意点	第8の5(2)	96
20	整理場及び貯木場の使用可能性の検討（富山地区）	第8の5(2)	96
21	内川整理場の使用可能性の検討	第8の5(2)	102
22	整理場及び貯木場における使用料実績割合の改善（新湊地区）	第8の5(2)	102
23	野積場の使用可能性の検討（伏木地区）	第8の5(3)	117
24	野積場における使用料実績割合の改善（伏木地区）	第8の5(3)	117
25	野積場の用途変更（伏木地区）	第8の5(3)	117
26	野積場における使用料実績割合の改善（富山地区）	第8の5(3)	129
27	野積場における使用料実績割合の改善（新湊地区）	第8の5(3)	136
28	野積場の用途変更（魚津港）	第8の5(3)	138
29	未利用地の利活用（射水市内港湾関連用地）	第8の6(3)	149
30	港湾計画の変更に伴う公有財産台帳への適時な反映	第8の6(3)	150
31	未利用地の利活用（射水市内都市機能用地）	第8の6(3)	151
32	未利用地の売却促進（富山市内売却用地）	第8の6(3)	152
33	放置艇のマリーナ等保管場所への誘導	第8の7(3)	158
34	吉久整理場のプレジャーポート等係留施設への転用	第8の7(3)	159

第3 港湾事業の概要

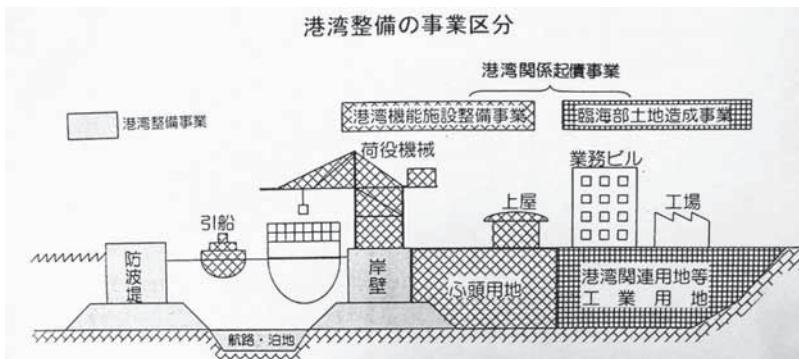
1 港湾事業の内容

港湾事業の内容を説明するにあたり、まず、港湾法における港湾の種類を説明する。港湾の種類は、港湾法第2条第2項において規定されており、整理すると以下のとおりとなる。

名 称	定 義
国際戦略港湾	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令 ⁵ で定めるもの
国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの
地方港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

統いて、港湾事業の内容を説明する。港湾事業は、港湾法等の法令に基づき実施される事業であり、港湾整備事業及び港湾関係起債事業に大別される。

⁵ 港湾法施行令第1条の別表第一を参照。国際拠点港湾及び重要港湾も同様。



出典：国土交通省港湾局監修『数字でみる港湾 2016』139 頁

(公益社団法人日本港湾協会 平成 28 年)

港湾整備事業とは、不特定多数のものが利用する港湾の基本的施設を整備する事業をいう。港湾の基本的施設は、港湾法上、港湾施設として定義されており、港湾施設とは、港湾区域及び臨港地区内における施設並びに港湾の利用又は管理に必要な施設をいう（港湾法第 2 条第 5 項）。

港湾整備事業の事業主体は原則として港湾管理者であるが、一定の重要施設については、国が事業主体となり、水域施設（航路、泊地等）、外郭施設（防波堤、護岸等）、係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路、橋梁等）の建設及び改良に関する港湾工事を執行することになっている⁶。

また、港湾関係起債事業とは、港湾機能施設整備事業及び臨海部土地造成事業に大別され、港湾管理者等の地方公共団体が地方債の発行により所要の資金を貯って実施する事業である。港湾関係起債事業の事業主体は、地方公共団体であり、県単独事業として執行することになっている。

港湾機能施設整備事業とは、港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船等を整備するものである。

臨海部土地造成事業とは、流通施設用地や保管施設用地等、物流の効率化に資するもの、環境問題への対応等、国民生活の質の向上に資するための用地及び臨海部に立地する工業のため等の土地造成であり、これを土地利用の性格付けから港湾関連用地等と工業用地に区分して行うものである⁷。

⁶ 国土交通省港湾局監修『数字でみる港湾 2016』128 頁（公益社団法人日本港湾協会平成 28 年）を参照。

⁷ 以上、注 6 資料の 139 頁を参照。

2 港湾事業と海岸事業との関係

港湾においては、港湾区域（港湾法第 2 条第 3 項）という水域を定める必要がある。一方で、海岸法では都道府県知事は、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができると規定されている（海岸法第 3 条第 1 項）。

また、同法では、海岸保全区域と港湾区域が重複する場合は、港湾管理者が管理を行うこととされているため（海岸法第 5 条第 3 項）、当年度の監査では、港湾事業だけでなく、一部の海岸事業についても監査対象となっている。

3 一般会計と特別会計の相違点

地方公共団体の会計は、毎会計年度における施策を網羅して通観できるよう、単一の会計（一般会計）で一体として経理することが、財政の健全性を確保する見地からは望ましいものとされており、これを予算単一の原則（單一會計主義）という。

しかしながら、行政の活動が広範になり複雑化していくと、場合によっては、単一の会計では地方公共団体の各個の事業の状況や資金の運営実績等が不明確となり、その事業や資金の運営に係る適切な経理が難しくなる可能性がある。このような場合には、一般会計とは別に会計を設け、特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資金運用の状況を明確化することが望ましいと考えられる⁸。

以上の趣旨から、地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で特別会計を設置することができるとされている（地方自治法第 209 条第 1 項）。

これを受け、富山県では、昭和 39 年に富山県特別会計条例を公布し、現時点で 19 の特別会計が設置されている。このうち、港湾事業に関連するものを抜粋すると以下のとおりであり、当年度の包括外部監査における監査対象となっている。なお、同条例では、特別会計の名称とともに設置目的が記載されている。

会 計 名	設 置 目 的
富山県港湾施設特別会計	港湾施設の整備及び管理
富山県工業用地等管理特別会計	工業用地等の管理及び整備

⁸ 財務省主計局『平成 27 年版特別会計ガイドブック』1 頁を参考に記載。

第4 富山県における港湾事業の概要

1 富山県の港湾概要

(1) 伏木富山港

ア 概要⁹

伏木富山港は、本州日本海のはば中央部に位置し、北陸の中心都市圏である富山高岡広域都市圏を背後に擁し、政治・経済・文化の枢要地に近接する港湾であり、富山県を中心に北陸地方の物流拠点として、極めて重要な役割を担っている。

昭和 61 年 6 月には、特定重要港湾指定（平成 23 年 4 月の港湾法の改正により、特定重要港湾が廃止され、国際拠点港湾となる。）を受け、さらに平成 23 年 11 月には日本海側の「総合的拠点港」に選定され、対岸諸国をはじめ世界各国を結ぶ国際貿易港として、また内航海運の拠点港として、一層の発展が期待されている。なお、伏木富山港は、伏木地区、富山地区、新湊地区の 3 地区により形成されている。

地区名	概要	H27 取扱貨物量
伏木地区	一級河川小矢部川の河口港として古くから発達した港であり、背後地には石油配分基地等の工業地帯を形成している。平成 10 年には、平成元年度から進めてきた伏木外港の一部が完成し、伏木万葉ふ頭として供用されている。	945,468 トン
富山地区	一級河川神通川の河口に発達した港であるが、大正中期の改良工事により河道と隔離して整備された工業港である。	1,463,364 トン
新湊地区	新産業都市 ¹⁰ の中核をなす臨海工業地帯建設設計画の基幹的流通拠点として昭和 43 年 4 月に開港した堀込港湾である。平成 14 年度からは国際物流ターミナル[−14m(暫定−12m) 岸壁]が供用開始され、多くの外貿定期コンテナ航路が就航している。	4,223,365 トン

⁹ 富山県土木部港湾課『富山県の港湾〔平成 28 年版〕』9 頁を参考に記載。

¹⁰ 昭和 42 年に制定された、新産業都市建設促進法（昭和 37 年法律第 117 号、以下「新産法」という。）に基づいて、「産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべき」（新産法第 1 条）として指定された地域をいう。なお、新産業都市という地域は、新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成 13 年 3 月 30 日法律第 14 号）によって廃止されている。

イ 貨物量の推移

(単位 : 千トン)

品類 年	H11	H23	H24	H25	H26	H27	増減① H11→ H27	増減② H26→ H27
農水産品	85	30	27	27	23	26	△58	+3
林産品	2,656	1,285	1,059	1,169	1,360	1,187	△1,468	△173
鉱產品	4,138	1,773	1,787	1,773	1,514	1,685	△2,452	+171
金属機械工業品	299	1,136	1,303	1,571	1,432	912	+612	△520
化学工業品	3,243	2,532	2,516	2,523	2,371	2,246	△996	△124
軽工業品	84	109	110	118	127	118	+33	△9
雑工業品	113	140	147	126	173	143	+29	△30
特殊品	106	396	400	402	373	310	+204	△62
分類不能	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10,727	7,405	7,353	7,712	7,378	6,632	△4,095	△745

- ・ 貨物量推移は、平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間に加えて、平成 11 年について示す。
- ・ 平成 11 年の貨物量推移を示しているのは、伏木富山港における現在の港湾計画(詳細は本報告書の「第 5 港湾事業に関連する各種計画」を参照)が平成 11 年 7 月に改訂されたものであることを根拠とする。
- ・ 貨物量は、輸出及び輸入の両方を含む。
- ・ 増減①からは、輸入原木等の林産品、鉱產品及び化学工業品の落ち込みが目立つ。
- ・ 増減②からは、全般的に貨物量が落ち込んでおり、特に完成自動車等の金属機械工業品の落ち込みが目立つ。

(2) 魚津港

ア 概要¹¹

地方港湾魚津港は、富山湾東部海岸のほぼ中央に位置し、北地区と南地区から構成されている。海上は穏やかで水深に富み、海陸の連絡が比較的便利であるため約 400 年以上前から海運が開かれたと伝えられ、生活物資の流通基地として、また漁業振興拠点として利用されている。

昭和 28 年 7 月に地方港湾となり、港湾整備が進められるとともに、利用船舶

¹¹ 注 9 資料の 95 頁を参考に記載。

の増大に対応するため、昭和 30 年から南地区の建設が開始され、昭和 41 年には一部漁船を収容し得るようになった。

さらに、港背後に位置する魚津市は、新川広域圏における経済活動の中核として発展することが予想されていたため、北地区において平成 6 年から平成 27 年まで、富山県によって港湾整備事業が実施された。平成 16 年に水産物荷さばき施設と海の駅蜃気楼がオープンし、平成 23 年には耐震強化岸壁を整備し、平成 27 年には蜃気楼のビューポイントに配慮した緑地整備が完了した。

また、海の駅蜃気楼は、平成 19 年 3 月には「みなどオアシス」¹²に登録されており、港や地域の魅力を全国に発信し続けている。

イ 貨物量の推移

(単位 : 千トン)

品類 年	H6	H23	H24	H25	H26	H27	増減① H6→ H27	増減② H26→ H27
農水産品	3	4	4	4	4	4	+1	0
鉱產品	123	24	18	36	18	16	△107	△1
金属機械工業品	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	126	28	22	41	22	20	△105	△2

- ・ 貨物量推移は、平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間に加えて、平成 6 年について示す。
- ・ 平成 6 年の貨物量推移を示しているのは、魚津港における現在の港湾計画が平成 6 年 7 月に改訂されたものであることを根拠とする。
- ・ 貨物量は、輸出及び輸入の両方を含む。
- ・ 取り扱う貨物の大半は、砂利等の鉱產品及び水産物の農水産品である。
- ・ 増減①からは、鉱產品の落ち込みが目立つ。
- ・ 増減②からは、特段の傾向は伺われない。

¹² 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなど」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したものをいう。

2 港湾事業を担当する組織

富山県における港湾事業に関する組織及び業務内容は以下のとおりである。

組織・担当名	業務内容
土木部港湾課・業務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県港湾協会、地方港湾審議会 ・ 県営渡船事業、県営引船事業 ・ 指定管理（新湊マリーナ等） ・ 富山新港管理局及び港事務所との連絡
土木部港湾課・管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設の管理運営、保安対策、占・使用許可 ・ 港湾管理条例等の条例・規則 ・ 指定管理（多目的国際ターミナル等） ・ プレジャーボート不法係留対策 ・ 公有水面埋立
土木部港湾課・計画係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伏木富山港及び魚津港の港湾計画 ・ 港湾施設の機能充実・PR ・ 港湾の安全対策、物流機能の強化、港湾統計 ・ 港湾・運河の利活用・活性化 ・ 伏木富山港日本海側拠点港推進協議会
土木部港湾課・建設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾、海岸整備に係る補助事業 ・ 公害防止事業、港湾起債事業 ・ 港湾請負工事積算基準 ・ 港湾施設及び海岸保全施設の災害復旧
土木部管理課・用地指導係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山新港臨海工業用地の売却及び管理
伏木港事務所管理課	<p>伏木富山港（伏木地区）に係る下記の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設の管理運営、港湾統計 ・ 港湾施設の占用及び使用 ・ 事業実施に伴う用地補償
伏木港事務所工務課	<p>伏木富山港（伏木地区）に係る下記の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設の建設、維持管理及び安全対策 ・ 港湾施設の占用・使用許可の技術的審査
富山港事務所管理課	<p>伏木富山港（富山地区）に係る下記の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設の管理運営、占用及び使用許可 ・ 港湾統計、事業実施に伴う用地補償 ・ 富岩運河環水公園の占用及び使用許可

組織・担当名	業務内容
富山港事務所工務課	伏木富山港（富山地区）に係る下記の業務 ・ 港湾施設の建設、維持管理及び安全対策 ・ 港湾施設の占用・使用許可の技術的審査
富山新港管理局企画管理課	伏木富山港（新湊地区）に係る下記の業務 ・ 港湾施設の管理運営、港湾統計 ・ 港湾施設の占用及び使用許可 ・ 事業実施に伴う用地補償
富山新港管理局船舶課・船舶班	伏木富山港（新湊地区）に係る下記の業務 ・ 渡船（フェリー）の運航及び修繕 ・ 引船の運航及び修繕
富山新港管理局工務課・工務班	伏木富山港（新湊地区）に係る下記の業務 ・ 港湾施設の建設、維持管理及び安全対策 ・ 港湾施設の占用・使用許可の技術的審査
高岡土木センター工務第二課・海岸班	伏木富山港（新湊地区）に係る下記の業務 ・ 高岡・新湊海岸の施設整備
新川土木センター工務第二課・海岸港湾班	魚津港に係る下記の業務 ・ 港湾施設の改修 ・ 海岸の整備

なお、伏木富山港における一部の港湾施設については、指定管理者制度を導入している。指定管理者に対する監査であるが、総収入規模、富山県との取引規模、取引の複雑性及び過年度において包括外部監査の対象となったこと¹³の有無等を総合的に勘案して、監査の必要性を検討した結果、指定管理者から提出される事業報告書等の資料の閲覧等による監査手続で十分であるとして、現地への往査は行っていない。

¹³ 富山県新湊マリーナ、新湊マリーナ緑地、富山新港元気の森公園及び富岩運河環水公園は、平成 24 年度の包括外部監査のテーマである「テーマ 1：公園・緑地等スポーツ・レクリエーション施設の財務事務及び経営管理について」の中で、包括外部監査の対象となったことがある。

3 港湾事業に係る富山県決算数値の推移

(1) 一般会計

ア 峰入

(単位：百万円)

科 目	年 度	H11	H23	H24	H25	H26	H27	増減① H11→ H27	増減② H26→ H27
分担金及び負担金		104	23	28	17	253	109	+5	△144
使用料及び手数料									
使用料		295	214	178	194	192	201	△94	+9
海岸		5	5	6	5	5	5	0	0
港湾		290	209	172	189	187	196	△94	+9
手数料		0	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金									
土木費国庫補助金		1,205	364	336	746	388	392	△813	+4
海岸保全費		494	112	179	340	160	206	△288	+46
港湾費		711	252	157	406	228	186	△525	△42
県債									
港湾債		1,754	675	464	469	313	415	△1,339	+102
歳入合計		3,358	1,276	1,006	1,426	1,146	1,117	△2,241	△29

- ・ 峰入の推移は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年度に加えて、平成 11 年度について示す。
- ・ 平成 11 年度の峰入を示しているのは、伏木富山港における現在の港湾計画（詳細は本報告書の「第 5 港湾事業に関連する各種計画」を参照）が平成 11 年 7 月に改訂されたものであることを根拠とする。
- ・ 平成 27 年度と平成 11 年度を比較すると、土木費国庫補助金の金額及び港湾債の発行額が大きく減少した結果、峰入が減少している。

イ 歳出

(単位：百万円)

科 目 年 度	H11	H23	H24	H25	H26	H27	増減① H11→ H27	増減② H26→ H27
土木費	12,842	5,757	5,978	5,506	5,596	5,913	△6,929	+317
河川海岸費	4,301	1,550	1,776	1,460	1,454	1,286	△3,015	△168
港湾費	8,541	4,207	4,202	4,046	4,142	4,627	△3,914	+485
港湾管理費	2,277	2,050	2,232	2,283	2,327	2,507	+230	+180
委託料	269	343	382	393	399	466	+197	+67
工事請負費	174	200	194	173	160	341	+167	+181
繰出金	676	680	790	855	925	916	+240	△9
その他	1,158	827	866	862	843	784	△374	△59
港湾建設費	6,264	2,157	1,970	1,763	1,815	2,120	△4,144	+305
委託料	338	109	220	110	136	97	△241	△39
工事請負費	2,395	745	852	936	1,037	1,177	△1,218	+140
負担金補助及び交付金	2,782	1,237	888	708	632	834	△1,948	+202
その他	749	66	10	9	10	12	△737	+2
災害復旧費	139	0	0	0	14	0	△139	△14
海岸災害復旧費	93	0	0	0	14	0	△93	△14
港湾災害復旧費	46	0	0	0	0	0	△46	0
委託料	36	0	0	0	0	0	△36	0
工事請負費	9	0	0	0	0	0	△9	0
その他	1	0	0	0	0	0	△1	0

- 歳出の推移は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年度に加えて、平成 11 年度について示す。
- 平成 11 年度の歳出を示しているのは、伏木富山港における現在の港湾計画（詳細は本報告書の「第 5 港湾事業に関連する各種計画」を参照）が平成 11 年 7 月に改訂されたものであることを根拠とする。
- 平成 23 年度以降は大規模な災害が発生していないことから、災害復旧費は計上されていないか、計上額が少なくなっている。

(2) 富山県港湾施設特別会計

ア 歳入

(単位：百万円)

科 目 \ 年 度	H11	H23	H24	H25	H26	H27	増減① H11→ H27	増減② H26→ H27
使用料及び手数料	354	357	371	389	393	378	+24	△15
繰入金	596	680	790	855	925	916	+320	△9
繰越金	1,204	43	51	63	93	106	△1,098	+13
諸収入	53	0	3	2	0	0	△53	0
県債	2,377	2,780	719	573	430	1,167	△1,210	+737
財産収入	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	4,585	3,861	1,935	1,883	1,842	2,568	△2,017	+726
繰入金割合	13.0%	17.6%	40.8%	45.4%	50.2%	35.7%	+22.7%	△14.5%
県債割合	51.8%	72.0%	37.2%	30.4%	23.3%	45.4%	△6.4%	+22.1%
その他割合	35.2%	10.4%	22.0%	24.2%	26.4%	18.9%	△16.3%	△7.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
歳出合計	3,344	3,810	1,872	1,789	1,736	2,427	△917	+691
差引収支	+1,241	+51	+63	+94	+106	+141	△1,100	+35

- 富山県港湾施設特別会計は、港湾施設のうち、荷役機械、野積場、引船、上屋、貯木場及びマリーナの整備や管理を目的として設置された。
- 歳入の推移は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年度に加えて、平成 11 年度について示す。
- 平成 11 年度の歳入を示しているのは、伏木富山港における現在の港湾計画（詳細は本報告書の「第 5 港湾事業に関連する各種計画」を参照）が平成 11 年 7 月に改訂されたものであることを根拠とする。
- 特別会計は、原則として、特別会計単独での収入によりその経費を賄うべきであるが、一般会計からの収支補填である繰入金への依存が続いている。
- この点、平成 27 年度においては、繰入金割合と県債割合の合計が 81.1% であり、特別会計単独での運営が厳しい状況にあるものと考えられる。
- 使用料及び手数料の額は平成 11 年度から平成 27 年度まで著しい変化がないようであるが、繰越金は大幅に減少している。
- したがって、港湾施設の料金体系の見直し等によって、歳入の増加に繋がる抜本的な対策が必要と考えられる（詳細は本報告書の「第 6 財務事務の執行状況」を参照）。

イ 歳出

(単位：百万円)

科 目 年 度	H11	H23	H24	H25	H26	H27	増減① H11→ H27	増減② H26→ H27
土木費	3,344	3,810	1,872	1,789	1,736	2,427	△917	+691
港湾費	3,344	3,810	1,872	1,789	1,736	2,427	△917	+691
荷役機械運営費	198	477	147	147	197	182	△16	△15
委託料	0	0	2	2	2	16	+16	+14
工事請負費	70	40	50	26	39	18	△52	△21
償還金利子 及び割引料	91	402	66	87	132	129	+38	△3
その他	37	35	29	32	24	19	△18	△5
野積場運営費	2,823	3,072	1,446	1,393	1,281	1,677	△1,146	+396
委託料	109	0	0	0	10	12	△97	+2
工事請負費	372	0	0	0	0	0	△372	0
償還金利子 及び割引料	2,341	3,069	1,446	1,393	1,271	1,664	△677	+393
その他	1	3	0	0	0	1	0	+1
引船運営費	265	153	152	143	124	125	△140	+1
委託料	0	0	0	0	0	1	+1	+1
工事請負費	23	18	20	19	18	19	△4	+1
償還金利子 及び割引料	72	0	0	0	0	0	△72	0
その他	170	135	132	124	106	105	△65	△1
上屋運営費	26	46	67	52	52	95	+69	+43
貯木場運営費	0	2	7	7	7	7	+7	0
マリーナ運営費	30	58	51	45	73	339	+309	+266
委託料	0	1	1	1	6	46	+46	+40
工事請負費	0	0	0	0	24	262	+262	+238
償還金利子 及び割引料	26	51	43	36	34	25	△1	△9
その他	4	6	7	8	9	6	+2	△3

- ・ 賛出の推移は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年度に加えて、平成 11 年度について示す。
- ・ 平成 11 年度の賛出を示しているのは、伏木富山港における現在の港湾計画（詳細は本報告書の「第 5 港湾事業に関連する各種計画」を参照）が平成 11 年 7 月に改訂されたものであることを根拠とする。
- ・ 賛出のうち、野積場運営費が占める割合が高い。ただし、工事請負費は平成 20 年度以降全く発生しておらず、過年度に起債した県債の償還金利子の支払いが発生しているだけの状況である。
- ・ 平成 27 年度のマリーナ運営費の増加は、新湊マリーナにおける水上桟橋や陸上保管施設の増設が原因である。

(3) 富山県工業用地等管理特別会計

ア 賛入

(単位：百万円)

科 目 年 度	H16	H23	H24	H25	H26	H27	増減①	増減②
							H16→ H27	H26→ H27
使用料及び手数料	105	49	48	54	64	68	△37	+4
財産収入	141	143	162	186	134	134	△7	0
繰越金	1,605	729	806	932	924	1,051	△554	+127
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0
県債	118	0	0	0	0	0	△118	0
歳入合計	1,971	923	1,018	1,173	1,124	1,254	△717	+130
歳出合計	1,141	117	85	249	72	71	△1,070	△1
差引収支	+830	+806	+933	+924	+1,052	+1,183	+353	+131

- ・ 富山県工業用地等管理特別会計は、臨海工業用地等の整備や管理を目的として設置された。
- ・ 賛入の推移は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年度に加えて、平成 16 年度について示す。
- ・ 平成 16 年度の賛入を示しているのは、平成 16 年度に新産業都市建設事業特別会計と流通業務団地造成事業特別会計が統合して、富山県工業用地等管理特別会計になったことを根拠とする。
- ・ 一般会計からの繰入金も県債の起債もなく、保有する土地を賃貸したり、売却したりすることで、独立して採算が取れている状況である。

- 平成 27 年度における財産収入 134 百万円は臨海工業用地等の貸付料収入である。
- 134 百万円の貸付料収入の内訳を入手し、各契約に関連する賃貸借契約書等の資料一式を閲覧した結果、特段の問題事項は検出されなかった。
- したがって、富山県工業用地等管理特別会計について、本報告書の「第 5 港湾事業に関連する各種計画」以降では言及していない。

イ 歳出

(単位：百万円)

科 目 年 度	H16	H23	H24	H25	H26	H27	増減① H16→ H27	増減② H26→ H27
土木費	1,141	117	85	249	72	71	△1,070	△1
臨海工業用地造成事業費	1,084	70	39	202	27	22	△1,062	△5
委託料	3	13	2	3	4	5	+2	+1
工事請負費	0	7	0	0	0	0	0	0
償還金利子及び割引料	1,079	48	35	26	23	13	△1,066	△10
その他	2	2	2	173	0	4	+2	+4
ふ頭用地造成事業費	44	44	45	45	43	46	+2	+3
償還金利子及び割引料	42	42	42	42	42	42	0	0
その他	2	2	3	3	1	4	+2	+3
その他	13	3	1	2	2	3	△10	+1

- 歳出の推移は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年度に加えて、平成 16 年度について示す。
- 土地造成は新規に行っておらず、過年度に起債した県債の償還金利子の支払いが発生しているだけの状況である。

4 港湾事業における防災、減災の取組み

港湾事業における防災、減災の取組みとして、いわゆる事業継続計画又は業務継続計画（以下いずれも「BCP」という。）を策定することが、一つの手法と考えられる。また、国土交通省港湾局からは、平成 27 年 3 月に「港湾の事業継続計画策定ガイドライン」が示されており、重要港湾以上の港湾を念頭において、BCP の策定が求められている。そこで、以下では、伏木富山港単独の BCP 及び伏木富山港を含んだ北陸地域港湾の BCP について、その記載内容を要約することで、概要を示すこととする。

(1) 伏木富山港単独の BCP

ア はじめに

物流機能の中核を担う港湾においても、関係者が災害発生時の取組・相互連携について予め協議し、不測の事態における業務の継続や早期復旧を図るために BCP を策定することが喫緊の課題となっている。

港湾施設は、その利用者にとって重要なインフラであり、災害等によりその機能喪失が拡大・長期化した場合の経済的影響は甚大となる。このため、BCP を策定して予め災害に備える取組みは有事における地域経済への影響を最小限とするほか、平常時においても関係者のリスクマネジメントに対する意識の高まりにも繋がるものである。

伏木富山港においても、行政機関、富山県港湾建設協会等の団体、港運事業者、荷主、港湾利用者等の港湾関係者による「伏木富山港 災害時における官民連携協議会（以下「連携協議会」という。）」を設立し、想定される地震・津波による港湾施設の被害予測を行うとともに、伏木富山港の港湾機能の目標復旧期間を設定し、富山県が、港湾関係者の役割や行動計画を取りまとめた BCP を、平成 26 年 12 月に策定した。その概要について、以下の「イ 被害想定とシナリオ」から「震後行動」に示す。

イ 被害想定とシナリオ

まず、被害想定に用いる地震は、呉羽山断層帯を震源とする、震度 6 強から震度 7 の地震としている。耐震強化岸壁として整備もしくは整備予定のものを除き、3 地区 10 岸壁を対象に簡易耐震診断を行った結果、伏木地区における万葉 2 号岸壁及び新湊地区における北 2 号岸壁が、耐震強化岸壁以外で大規模地震発生直後に使用可能であると想定されている。

また、津波による被害想定については、富山地区のふ頭において 0.5m 程度の浸水が想定されているが、伏木地区及び新湊地区の浸水は比較的軽微なものと想定されている。

ウ ボトルネック（阻害要因）の抽出と行動計画の策定について

港湾機能の早期回復に支障となる「ボトルネック」について、以下の 4 つの点に留意して抽出し、災害前の行動計画である事前行動と災害後の行動計画である震後行動が取りまとめられている。

- ・ 伏木富山港の災害リスク
- ・ 港湾施設のボトルネック
- ・ 復旧活動のボトルネック
- ・ 港湾関係者の危機管理体制のボトルネック

エ 事前行動

連携協議会の定期的な開催を行い、本計画の更新、情報交換及び訓練を行う。また、被災時の情報共有を迅速に行うため、「連絡シート」のフォームを作成し、収集すべき情報を整理している。

さらに、連携協議会の事務局は、各港湾関係者から集約した情報を必要に応じ、速やかに各構成員に伝達できるよう、通信手段の準備をしておく。

オ 震後行動

災害発生後の復旧活動では、すべての関係者が目標を共有し、役割を果たさなければ港湾物流機能を回復できない。このため、各関係者の役割の理解と実施、関係者間の連携が重要となる。なお、簡潔に復旧活動の全体像を示すと以下のとおりとなる。

- ・ 関係者の確実な避難や二次災害防止等の安全確保、緊急体制の立ち上げ
- ・ 衛星電話や会議等による連絡及び情報共有
- ・ 利用者や関係機関の情報収集
- ・ 各関係者の役割を理解した上での活動の実施

(2) 北陸地域港湾の BCP

ア はじめに

東日本大震災の発生以降、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に対する逼迫性が示されるなど、全国的に災害時のリスク対応の重要性が再認識され、BCP 策定による災害対応力の強化が求められている。

日本海側では、平成 26 年 8 月 26 日に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省、内閣府及び文部科学省）において、日本海における最大クラスの津波断層モデルや津波高の概略計算が示された。併せて地震の規模に比べて津波が高い、断層が陸地に近いため津波到達までの時間が短い等の特徴が述べられており、海洋に面する港湾の備えを行うことがますます重要な

っている。

また、北陸地域（新潟県、富山県、石川県、福井県）の重要港湾以上の各港（以下「北陸地域港湾」という。）においては、地域性や港湾能力等の特性を考慮した BCP（以下「各港湾 BCP」という。）が平成 28 年 1 月までに策定されたところである。各港湾 BCP では広域連携の必要は認識されているものの、北陸地域全体の広域的な緊急物資輸送や貨物の代替輸送等の具体的な方策を検討することが課題となっている。

このような背景から、各港湾 BCP で対応が困難な事象が生じた場合、補完することを目的として、国土交通省北陸地方整備局港湾空港部が、平成 27 年 3 月に「北陸地域港湾の事業継続計画検討会」を設置し、災害対応力強化に資する「北陸地域港湾の事業継続計画（以下「広域港湾 BCP」という。）」を策定するため、「復旧資機材等の支援体制」、「緊急物資輸送体制」、「一般貨物の代替輸送体制」を対象に、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて検討を行った。

広域港湾 BCP は、大規模災害発生時において、被災により北陸管内の各港での対応が困難な事象に対し、管内の港湾が連携して継続的な物流機能を確保し、社会経済活動への影響を最小限に抑えることを目的とした連携方策を、国土交通省の地方支分部局である北陸地方整備局がとりまとめたものであり、広域港湾 BCP の内容を各港湾 BCP に反映させていくためのものである。なお、広域港湾 BCP は、本報告書作成時点で中間整理（案）であり、その概要について、以下の「イ 広域港湾 BCP の基本的な考え方」から「ウ 対応計画」に示す。

イ 広域港湾 BCP の基本的な考え方

広域港湾 BCP は、北陸地域における重要港湾以上の港湾を対象としており、復旧資機材等の支援体制、緊急物資輸送体制及び一般貨物の代替輸送体制の連携を目的とする。北陸地域のどこかで大規模災害が発生したとしても、過去の被災状況等を勘案すると、複数県を跨ぐような広範囲の被害が発生する可能性は低いものと考えられる。

そこで、広域港湾 BCP は、北陸地域の港湾が連携することの重要性を啓発し、各港湾 BCP では解決できないボトルネックを広域的な視点から解決することを目的とし、各港湾 BCP で対応が困難な事象が生じた際に補完するものである。

大規模災害が発生した場合、港湾機能は、いったん大きく低下し、時間を追うごとに徐々に回復するという復旧ラインを辿る。各港湾 BCP は、復旧ラインの低下を最小限に抑えつつ、早期の復旧を図ることを目的として策定されている。広域港湾 BCP では、北陸地域の港湾が広域的な連携により、さらに港湾機能の早期復旧を果たすことを基本的な考え方とする。

ウ 対応計画

復旧資機材等の支援を行うにあたり、航路を航行可能な状態へ復旧すること等は、港湾機能を回復する上で重要なプロセスである。そこで、できるだけ短時間で作業船等が被災した港湾に集結し、早期に航路を航行可能な状態へ復旧すること等を行うための支援体制を構築する。なお、原則的には、現有の災害時対応体制を活用する。

緊急物資輸送を行うにあたり、耐震強化岸壁等を使用し、緊急物資（食糧、水、毛布等）を迅速に運ぶことが最優先となる。そこで、より迅速・確実に緊急物資の輸送が可能となるよう、北陸地域で就航している船舶（フェリー・RORO 船¹⁴等）を活用した場合の連携体制を構築する。

一般貨物の代替輸送を行うにあたり、北陸地域の物流機能を継続させるため、被災した港湾を支援する他の港湾を利用した代替輸送が円滑にできるよう、北陸地域内の既存航路ネットワークを活用した連携体制を構築する。なお、一般貨物の対象とするのは、標準的な輸送条件が確立されているコンテナとする。

¹⁴ フェリーのように、岸壁と船の間をつなぐランプを備え、トレーラーなどの車両を収納する車両甲板を持つ貨物船をいう（英語：Roll-On Roll-Off Ship）。

第5 港湾事業に関連する各種計画

1はじめに

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない（港湾法第3条の3第1項）。

すなわち、港湾計画とは、港湾という空間について、地域の多種多様な要請を有機的に総合して、長期的な視点に立った開発、利用及び保全の基本的な姿を描く計画であり、いわゆるマスター・プランとして港湾管理者が定める行政計画ということができる。

富山県は、国際拠点港湾である伏木富山港の港湾管理者であることから、伏木富山港の港湾計画を定めているが、この他、港湾事業に関連する行政計画として、以下の計画を策定している。

富山県は、県の最上位計画である総合計画として「新・元気とやま創造計画」を策定し、また従来の防災・減災の枠を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進めるために「富山県国土強靭化地域計画」を策定している。加えて、土木部において、社会資本整備総合交付金¹⁵の交付を受けて事業を実施するうえでの目標や目標実現のための事業等を記載した「社会資本総合整備計画」を策定している。そこで、「新・元気とやま創造計画」、「富山県国土強靭化地域計画」及び「社会資本総合整備計画」と港湾事業の関わりについて説明する。

さらに、港湾事業に直接関連する計画として、「富山県公共施設等総合管理方針」及び「富山県港湾施設長寿命化計画」があり、この内容を説明する。以上を踏まえて、「港湾計画」の内容を吟味し、問題点の有無を検証する。

2 総合計画

(1) 概要

富山県は、県政運営の指針として、県の最上位計画である総合計画を策定しており、まずは、この計画と港湾事業との関わりについて記載する。

富山県では総合計画として平成19年4月に「元気とやま創造計画」を策定し、以来、着実に県政を進めてきた。しかしながら、当該計画に関して検討をしていた平成17年度から7年が経過し、その間、様々な状況の変化があった。

富山県においては、伏木富山港を拠点とする環日本海・アジア地域との経済交流の拡大や、医薬品産業の大躍進、航空機や次世代自動車等の新たな成長産業への挑戦など、本県産業が一層の発展を遂げるための新しい動きもみられるところ

¹⁵ 国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されたものである。

である。

こうした状況変化や県政の重要課題に的確に対応するとともに、誰もが将来への夢と希望を持っていきいきと働き、安心して暮らせる富山県を実現するため、県政運営の新たな中長期ビジョンとして「新・元気とやま創造計画」を平成 23 年度に策定した。

「新・元気とやま創造計画」は、県づくりの目指すべき姿を描き、県で取り組む政策の方向性や具体的な目標を示すものであり、平成 24 年度から平成 33 年度までの県政運営の指針として、毎年度の予算編成や事業の立案などの基本となるものである。

活力とやま	未来とやま	安心とやま
勤勉で進取の気性に富む人材、恵まれた自然、交通・情報通信基盤、産業集積などを活かし、創意工夫、意欲ある取組みが展開されている「活力」あふれる県	明日を担う人材が健やかに育まれ、多彩な県民活動、美しい県土づくりが進められている「未来」への希望に満ちた県	豊かな自然や生活環境を活かし、住み慣れた地域の中で、健康で快適に、安全で「安心」して暮らせる県

出典：富山県『新・元気とやま創造計画〔概要版〕』2 頁（平成 24 年）

これらの 3 つの目指すべき将来像については、社会経済情勢が大きく変化する中にあっても揺るがない、県づくりの根本となる基本的方向を示すものであり、「新・元気とやま創造計画」においても、引き続き堅持している。

(2) 「活力とやま」と港湾事業の関わり

「活力とやま」では基本政策を 21 挙げているが、港湾事業と関連する基本政策及び主な施策は以下のとおりである。なお、基本政策は抜粋である。

ア 活力 4 企業立地の促進

- ・ 港湾などの交通基盤の整備促進

イ 活力 9 環日本海・アジアなど海外ビジネス展開の促進

- ・ 県内企業の物流効率化に資する「直行・多頻度・定時」の重点航路の開設（環日本海物流ゴールデンルート構想）の実現に向けた運航実験等の取組みの強化

ウ 活力 14 空港・港湾の充実など交流・物流ネットワークの形成

- ・ 大型船舶の接岸が可能な岸壁などの施設整備

(3) 「未来とやま」と港湾事業の関わり

「未来とやま」では基本政策を 19 挙げているが、港湾事業と関連する基本政策はない。

(4) 「安心とやま」と港湾事業の関わり

「安心とやま」では基本政策を 20 挙げているが、港湾事業と関連する基本政策は以下のとおりである。なお、基本政策は抜粋である。

ア 安心 16 県土保全の促進

- ・ 橋梁、港湾施設、農業水利施設等の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕・更新費用の平準化など、計画的な施設管理の推進

イ 安心 18 地震防災対策の充実

- ・ 道路・橋梁、港湾、河川、砂防、下水道等の公共土木施設や農業水利施設の地震対策の充実
- ・ 道路、河川管理施設、港湾施設など、公共土木施設の復旧計画の迅速な策定を行う体制の充実

ウ 安心 19 防犯・交通安全対策の推進による安全なまちづくり

- ・ 港湾地区等における重点的な防犯活動の推進

3 国土強靭化地域計画**(1) 概要**

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者約 2 万人、住家における全壊が約 13 万棟、半壊が約 27 万棟となるなど、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われることとなった。

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靭化基本計画」が策定されるなど、国全体で強靭化を進めていくための枠組みが整備された。

太平洋側において南海トラフ地震などの巨大リスクが想定される中、富山県が、日本海国土軸の中核として果たす役割は大きいことから、引き続き、太平洋側と日本海側をつなぐ国土構造の構築や、災害に強い県土づくりを総合的、計画的に推進していく必要がある。

こうしたことから、富山県の強靭化を推進するとともに、太平洋側の代替性確保のため、日本一の安全・安心県を目指して、基本法第 13 条に基づき、「富山県

「国土強靭化地域計画」を平成 28 年 3 月に策定したところである。なお、「国土強靭化」とは、あらゆるリスクを見据えつつ、ハード・ソフトを含め、強靭な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものであり、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応をとりまとめる「防災」とは異なる概念である¹⁶。

(2) 富山県国土強靭化地域計画と港湾事業の関わり

富山県国土強靭化地域計画において港湾事業に関連する施策を挙げると以下のとおりであり、これらの取組みの推進が必要である。

ア 海岸保全施設の整備及び耐震化

津波シミュレーションや耐震点検調査を実施し、地震・津波・高潮・高波及び海岸侵食から国土を保全するため、国の直轄事業として伏木富山港海岸で、人工リーフなど海岸保全施設の整備や耐震化を進める。

イ 海岸保全施設の老朽化対策

海岸堤防、護岸等の海岸保全施設の機能が十分発揮されるよう、予防保全型の維持管理による施設の長寿命化や、施設の改良・補修工事などを計画的に実施する。

ウ 放置艇対策の推進

新湊マリーナ等の整備を行うことにより、係留保管施設への誘導を図るなど、放置艇対策を推進する。

エ 港湾機能の早期回復を図るための関係機関等との連携の強化

災害時において伏木富山港の機能が早期に回復するよう、「伏木富山港港湾 BCP」に基づく訓練を定期的に実施し、指揮命令系統、港湾関係者の役割の明確化や港湾周辺施設の資機材状況等の情報共有など関係機関との連携強化を推進する。

オ 港湾施設の機能強化

伏木富山港（新湊地区）において 1.2 万トン級コンテナ船の 2 隻同時接岸・同時荷役が可能となるよう、国際物流ターミナルの岸壁延伸や、増大する需要に対応するためにコンテナヤードの拡張を行うほか、伏木富山港（伏木地区）において災害時に防災空間として活用できる伏木外港緑地等を整備する。

¹⁶ 内閣官房国土強靭化推進室『国土強靭化地域計画ガイドライン（平成 28 年 5 月）』7 頁を参照。

カ 港湾施設の老朽化対策

港湾施設の必要な機能を維持するため、維持管理計画等に基づき、岸壁の補修や防食など港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、伏木富山港予防保全事業による岸壁の更新など、港湾施設の計画的な更新に努める。

キ 災害時における海上輸送ネットワーク確保のための連携体制の構築

伏木富山港には定期航路が 5 航路¹⁷就航しており、日本海側の物流拠点として大きな役割を担っている。大規模災害時においては、被災を受けた太平洋側港湾の代替として、伏木富山港が機能するよう連携体制を確立する。

4 社会資本総合整備計画

(1) 概要

社会資本総合整備計画とは、地方公共団体が、活力創出、市街地整備、地域住宅支援といった分野の政策目的を実現するため、社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合に作成する計画をいい、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に整備することを目標とするものである。

社会資本総合整備計画は、原則として、地方公共団体が、計画の目標ごとに作成し、国土交通大臣に提出することになっており、また、社会資本総合整備計画を作成したときは、公表することとなっている。

¹⁷ ロシア極東航路、韓国航路、中国・韓国航路、中国航路、ロシア極東 RORO 船航路の 5 つである。

(2) 社会資本総合整備計画と港湾事業の関わり

富山県においては、港湾事業に関連する社会資本総合整備計画として「7 活力ある伏木富山港、魚津港づくり」を策定しており、計画の内容は以下のとおりである。

項目	内 容
計画の期間	平成 27 年度から平成 31 年度まで
計画の目標	伏木富山港及び魚津港における取扱貨物量の増加 (H25,26 7,754 千トン→H31 末 8,219 千トン) 伏木富山港来訪者数の増加 (H25,26 1,083 千人 →H31 末 1,110 千人)
総事業費	5,021 百万円
主な事業	伏木富山港（富山地区） 臨港道路西宮線の新設 1,500 百万円 伏木富山港（伏木地区） 外港緑地の環境整備 1,300 百万円

5 公共施設等総合管理方針

(1) 概要

国においては、インフラの老朽化が急速進展することへの対応として「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）」が策定され、各省庁や地方公共団体は「行動計画」を策定することとされた。これらを受け、総務省からは平成 26 年 4 月に全ての地方公共団体に対し、当該行動計画である「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請があったため、富山県は、平成 28 年 2 月に「富山県公共施設等総合管理方針」を策定した。

(2) 富山県公共施設等総合管理方針と港湾事業の関わり

施設類型が「港湾施設」とされるものが、港湾事業に関連する。実施方針は、長寿命化に主眼を置いていることから、内容については、富山県港湾施設長寿命化計画において具体化されている。

6 港湾施設長寿命化計画

(1) 概要

港湾施設長寿命化計画とは、港湾管理者が管理する港湾構造物のうち、港湾の利用上重要であり、予防保全的な維持管理が効果的である施設（防波堤、岸壁等）

について、これまでの事後的な対策から予防的な維持管理に転換することにより、将来的に必要となる維持管理更新費用の縮減、各年の維持管理更新費用の平準化を実現することを目的とする計画である。

(2) 富山県港湾施設長寿命化計画

ア 港湾施設長寿命化計画の策定とその背景

県有港湾施設¹⁸（防波堤、岸壁、物揚場、橋梁及び桟橋）132 施設のうち、建設から 50 年以上経過する施設の数は、平成 27 年 4 月 1 日現在で 19 施設である。

ただし、10 年後の平成 37 年には 55 施設、20 年後の平成 47 年には 88 施設と増加する見込みであり、今後施設の更新・補修費の増大が懸念される。

こうしたことから、港湾機能を良好に維持し、港湾施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、富山県は平成 28 年 3 月に、「富山県港湾施設長寿命化計画」を策定した（計画期間は 50 年間）。

イ 基本方針

富山県港湾施設長寿命化計画の基本方針は以下の 3 点である。

- 定期点検や修繕、取替といった維持管理を計画的に実施し、施設の長寿命化を図る。
- 大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、従来の事後保全（対症療法）的な維持管理から計画的かつ予防保全的な維持管理への転換を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。
- 計画的に施設の長寿命化対策、更新を実施することにより、予算の平準化を図る。

ウ 長寿命化対策の例

（ア）岸壁等

岸壁や物揚場では常に鋼材が海水に接触しており、長期間放置すると腐食し、使用不能となってしまう。鋼材の腐食が進行する前に陽極材（アルミニウム合金陽極）を設置する電気防食工や被覆防食工を施工することにより、鋼材の腐食を抑制し長寿命化を図ることができる。

¹⁸ 県有港湾施設とは富山県が所有する施設であり、総数は 400 程度である。このうち長寿命化計画の対象としたのは 132 施設となっている。これに加えて、国が所有し富山県が管理を委託されている国有港湾施設がある。

(イ) 橋梁

橋梁は海岸部の厳しい腐食環境下にあり、橋全体の性能に影響を及ぼす前に再塗装を実施することで、防食機能を維持することができる。また、コンクリート構造物については、表面劣化の段階でひび割れ注入や断面修復を施すことにより、本体に損傷を与えずに長寿命化を図ることができる。

エ 長寿命化計画の効果

従来の事後保全（対症療法）的な維持管理から、計画的かつ予防保全的な維持管理への転換により、次の効果が期待される。

- ・ 施設の長寿命化
- ・ 維持管理更新費用の縮減

今後 50 年間で約 80 億円のコスト縮減が図られる。

『事後保全型』（従来の方法）

約 425 億円 → 8.5 億円／年

『予防保全型』（長寿命化計画に基づく方法）

約 345 億円 → 6.9 億円／年

- ・ 維持管理更新費用の平準化（毎年 6.9 億円程度の費用が発生）

オ 今後の予定

- ・ 今回策定した長寿命化計画に基づき、適切な維持管理・更新に努める。
- ・ 定期点検や修繕、取替の情報を継続的に蓄積して活用する。
- ・ 蓄積データをもとに 5 年程度を目安に評価を行い、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行う。

7 港湾計画

(1) 概要

伏木富山港は、国際拠点港湾であり、港湾計画を策定する必要がある（港湾法第 3 条の 3 第 1 項）。また、魚津港は、地方港湾であり、港湾計画を策定する必要はないが、富山県では魚津港の港湾計画も策定している。

港湾計画とは、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する計画であり、具体的には、港湾法施行令第 1 条の 4 に規定されている、以下の事項を定めることとなる。

- ・ 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- ・ 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- ・ 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項

- ・ 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- ・ 港湾の効率的な運営に関する事項
- ・ その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

また、港湾計画は、上記事項について、「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和 49 年運輸省令第 35 号）（以下「計画基準省令」という。）」の定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 監査対象の抽出基準及び主な監査手続

ア 監査対象の抽出基準

伏木富山港の港湾計画及び魚津港の港湾計画を対象とした。

イ 主な監査手続

- ・ 過年度における港湾計画の改訂状況及び改訂時の目標年次を把握した。
- ・ 港湾計画を通査し、記載事項と現況を比較することにより、乖離が大きい事項の有無を確かめた。
- ・ 以上の監査手続の結果を総合的に勘案し、港湾計画の改訂の必要性を判断した。

(3) 伏木富山港

ア 港湾計画の改訂状況

改訂年等	変更の種別 ¹⁹	目標年次	備考
大正 13 年	新規	該当なし	大正 10 年 第 2 種重要港湾
昭和 5 年	改訂	該当なし	
昭和 29 年	改訂	昭和 34 年	昭和 26 年 重要港湾指定
昭和 48 年	改訂	昭和 60 年	
昭和 61 年	改訂	昭和 75 年 (平成 12 年)	昭和 61 年 特定重要港湾指定
平成 11 年 7 月	改訂	平成 20 年代前半	
			平成 23 年 国際拠点港湾指定

現時点で、平成 11 年 7 月から約 18 年、港湾計画の改訂が行われていないことになる。なお、昭和 5 年から昭和 29 年の 24 年間、港湾計画の改訂が行われない時期があったが、これは戦争や、戦後の混乱期を経たという特殊な事情が原因と考えられる。また、現在の港湾計画の目標年次は平成 20 年代前半とされているが、すでに目標年次を経過しているところである。

イ 港湾計画の記載事項と現況の比較

港湾計画を通査し、記載事項と現況を比較した結果、以下のような乖離が大きい事項が検出された。

- ・ 目標年次における取扱貨物量が 15,000 千トンとされているが、平成 27 年の実績は 6,632 千トンである。
- ・ 目標年次におけるマリーナ利用者は 5 万人とされているが、平成 27 年度ではその水準まで至っていない。

¹⁹ 港湾計画の改訂の他、「一部変更（港湾法第 3 条の 3 第 4 項）」や「軽易な変更（港湾法施行規則第 1 条の 3）」という、既定の計画事項の変更も行われているが、記載を省略している。

ウ 港湾計画改訂の必要性

(意見 01)

伏木富山港の港湾計画は、至急改訂に取り掛かるべきであると考えられる。その理由は、以下のとおりである。

- ・ 以下のような計画基準省令の改正が平成 12 年にあったこと²⁰。
 - ① 計画の方針及び港湾の能力を定める際に、港湾相互間の連携に配慮すること
 - ② 港湾の環境整備にあたって、良好な港湾の環境の形成を考慮すること
 - ③ 港湾計画の計画事項の追加として、大規模地震対策施設や港湾内の再開発計画等、港湾計画記載事項の充実を図ったこと
 - ④ 港湾計画の目標年次を通常 10 年から 15 年先とすることを明記したこと
 - ⑤ 直轄工事実施基準の明確化を踏まえて、当該港湾の中でも海上輸送網の拠点として重要な施設を港湾計画上に記載し、施設の重要性を明確にしたこと

現行の伏木富山港の港湾計画は平成 11 年改訂のため、これらの改正を織り込んでいないが、約 18 年間、港湾計画の改訂が行われていない現状において下記の課題が認められることから、直近の計画基準省令に適合した港湾計画の策定が急務であると考えられる。

- ・ 乖離が大きい事項が検出されていることから、直近に改訂した港湾計画の前提が崩れていること
- ・ 港湾計画は開発、利用及び保全を行う上での共通の指針たるべき計画であり、以下のような役割と意義があること
 - ① 港湾区域内における工事の許可等を指導する際の判断基準となること
 - ② 行政手続の円滑化に役立つこと
 - ③ 港湾の開発、利用、保全について明確な空間計画を示すことができるすこと
 - ④ 事業のマスタープランとしての性格を有していること
 - ⑤ 都市再生特別措置法等の上位計画として港湾計画が引用される場合があること

²⁰ 国土交通省港湾局計画課「解説 1 計画基準省令の改正について」港湾第 78 卷 4 月号 32 頁（平成 13 年）。

- ・ 最近の港湾計画では、災害時の BCP について記載することが推奨されているが²¹、直近に改訂した港湾計画では BCP に関する事項が明記されていないこと
- ・ 富山県港湾施設長寿命化計画等、港湾事業に関連する行政計画が策定されているが、それらと整合させておくことが望ましいこと

(4) 魚津港

ア 港湾計画の改訂状況

改訂年等	変更の種別 ²²	目標年次	備 考
不明	新規	不明	昭和 28 年 地方港湾指定
昭和 52 年	改訂	昭和 55 年	
昭和 54 年	改訂	昭和 65 年 (平成 2 年)	
昭和 63 年	改訂	昭和 70 年 (平成 7 年)	
平成 6 年 6 月	改訂	平成 15 年	

現時点で、平成 6 年 6 月から約 22 年、港湾計画の改訂が行われていないことになる。また、現在の港湾計画の目標年次は平成 15 年とされているが、すでに目標年次を経過しているところである。

イ 港湾計画の記載事項

港湾計画を通査し、記載事項と現況を比較した結果、目標年次における取扱貨物量が 180 千トンとされているが、平成 27 年の実績は 20 千トンであるという点で、港湾計画の記載事項と現況に大きな乖離があるものと判断した。

²¹ 黒田勝彦ほか「座談会 港湾計画の過去・現在・未来」港湾第 91 卷 8 月号 11 頁
(平成 26 年)。

²² 伏木富山港と同様に、一部変更や軽易な変更については、記載を省略している。

ウ 港湾計画改訂の必要性

(意見 02)

魚津港は、地方港湾であり、港湾計画の策定は義務ではない。しかし、港湾計画を策定しており、事業の大半が完了した以上は、伏木富山港と同様に、改訂に取り掛かる必要があると考えられる。

第 6 財務事務の執行状況

1 はじめに

平成 27 年度において、一般会計の港湾費 4,627 百万円のうち、工事請負費及び委託料を合計すると、2,083 百万円となり、港湾費の約 45% を占めている。また、港湾施設特別会計という会計単位が設置されていることから、港湾施設の使用料収入の管理も重要であると考えられる。

そこで、工事請負契約及び委託契約制度の概要並びに港湾施設使用料の概要を把握したうえで、平成 27 年度における、主要な港湾事業を検証し、さらに、工事契約、委託契約及び港湾施設使用料に関する財務事務の執行状況を検証する。

2 全般

(1) 契約方法

地方公共団体の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされている（地方自治法第 234 条第 1 項）。

富山県の建設工事等の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結している。

(2) 契約方法の概要

項 目	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
	契約締結方法の原則	(政令で定める場合に限る)	(政令で定める場合に限る)
概 要	・不特定多数の者を公告によって誘引し、申込み(入札)させる方法により競争させ、最も有利な条件で入札した者と契約を締結する。	・資力、信用その他について適切と認められる複数の者を指名し、その者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件で入札した者と契約を締結する。	・任意に特定の相手方を選定し、その者と契約を締結する。
長 所	・相手方の選択が公正に行われる。 ・競争による利益の確保が図られる。	・不信用、不誠実な者を排除できる。 ・入札手続きが簡便	・信用、能力のある者を選定できる。 ・事務処理が効率的に行われる。
短 所	・不信用、不誠実な者が入札に参加し、履行が粗悪になるおそれがある。	・指名する者の範囲が固定しやすい。	・相手方選択の公正、競争による利益の確保が図りにくい。
政令に規定される要件		・その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき ・競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少數であるとき ・一般競争入札に付することが不利と認められるとき	・予定価格が規則で定める額を超えないとき ・その性質又は目的が競争入札に適しないとき ・緊急の必要により競争入札に付することができないとき ・競争に付することが不利と認められるときなど

(3) 入札における落札決定の例外

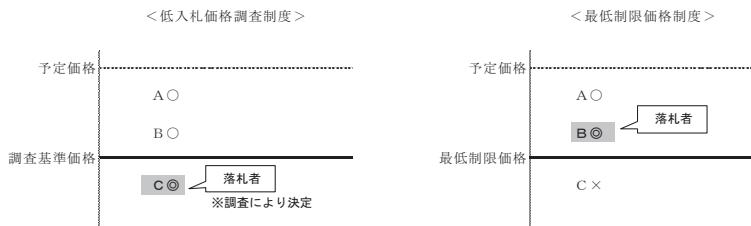
地方公共団体の行う入札における落札者決定方式は、「より安く」調達を行う必要性から、原則として最低価格落札方式によるものとされているが、一方で、「より良いもの」を発注する必要があり、その例外を設けている。

ア 総合評価方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項、第 2 項）

価格と価格以外の要素（技術力、性能等）を総合的に評価して落札者を決定する方式

イ 低入札価格調査制度（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項）及び最低制限価格制度（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項）

低入札価格調査制度	最低制限価格制度
最低の価格で入札した者の入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合等には落札者とせず、予定価格の範囲内の次順位者を落札者とする制度	予定価格の範囲内の最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする制度



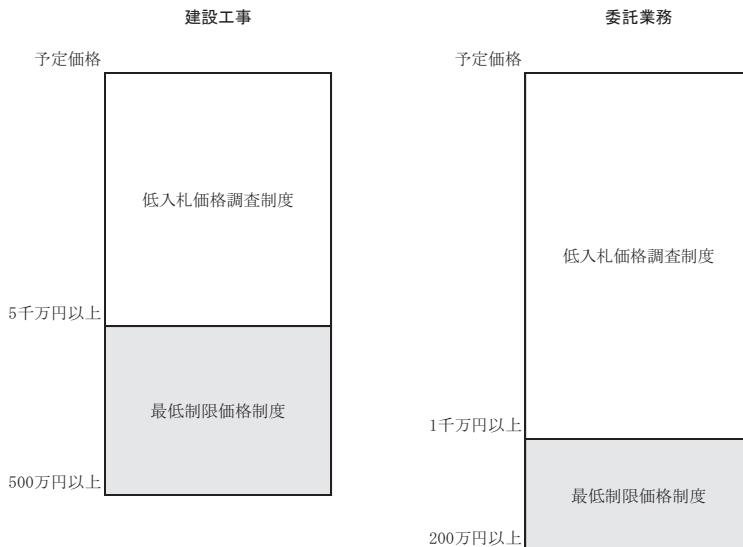
(4) 富山県の契約方法の適用範囲

ア 総合評価方式

	建設工事	委託業務	
予定価格 24億7千万 円以上	①特定調達契約に係る 条件付一般競争入札		予定価格
2千万円以上	②条件付一般競争入札 (災害復旧工事その他の 緊急を要する建設工事を除く)	①特定調達契約に係る 条件付一般競争入札	2億4千万 円以上
250万円超	③指名競争入札	②指名競争入札	100万円超
0円	④随意契約	③随意契約	0円

イ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

富山県では、平成 28 年 7 月から最低制限価格制度が導入されている。

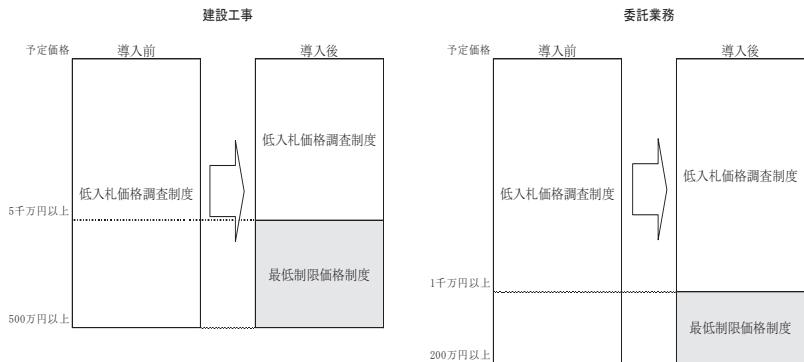


次の工事は、低入札価格調査制度、最低制限価格制度の対象としない。

- (1)簡易な切土、盛土工事
- (2)張芝工事
- (3)崩土等除去工事
- (4)区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- (5)地下構造物を伴わない建物解体工事

<参考>

最低制限価格制度導入前後の比較



(5) 港湾施設使用料の概要

富山県は、富山県港湾管理条例第 12 条において、港湾施設使用料金額を規定している。以下に、富山県港湾管理条例別表（第 12 条関係）に基づき、主な港湾施設使用料の種別及び使用料の計算に影響する要素（以下「計算要素」という。）を記載する。なお、計算要素は影響の有無を要約しただけであり、詳細な料金体系については、本項では記載していない。

ア 別表第 2

種 別	時間	船舶 容積	外航 船舶	備 考
係船岸壁及び桟橋使用料	○	○	○	
泊地使用料	○	○	○	
物揚場係船使用料	○		○	
引船使用料	○	○	○	引船は 2 隻存在し、それぞれ料金体系が異なる。 時間外、休日及び荒天時等の割増し料金がある。

イ 別表第 3

種 別	施設 種類	時間	面積	専用 使用	備 考
荷役機械使用料	○	○			クレーンの種類により使用料が異なる。
上屋使用料	○	○	○	○	使用する上屋により使用料が異なる。
荷さばき地使用料		○	○		使用日数 3 日までは無料である。
野積場使用料	○	○	○		舗装の有無により使用料が異なる。専用使用はない。
整理場及び貯木場使用料	○		○		年額で決まっているため、「時間」は該当なしとした。
上屋上部占用料			○		同上
くん蒸上屋使用料		○			その他使用の場合に日数が計算要素となる。

ウ 別表第 4

種 別	時間	船舶 長さ	備 考
富山県岩瀬プレジャーポート係留場棧橋使用料	○	○	

3 港湾課が執行した事業の状況

(1) 監査対象の抽出基準及び主な監査手続

ア 監査対象の抽出基準

平成 27 年度において港湾課が執行した事業を母集団として、金額的重要性及び質的重要性を勘案して事業単位で抽出した。具体的には以下のとおりである。

- ・ 港湾課が執行した事業のうち歳出金額が大きいものを抽出の対象とした。ただし、歳出金額が大きいものであっても、過年度に起債した県債の償還金利子の支払いが発生するだけの事業等はすべて抽出していない。
- ・ 富山県港湾施設特別会計への繰出金について、港湾事業に係る富山県決算数値の推移を分析した結果、詳細に検討を行う必要があるものと判断し、抽出の対象とした。

イ 主な監査手続

- ・ 事業の状況について関連証憑や事業評価資料等を閲覧し、問題点を把握した。
- ・ 契約書、工事施工伺等を閲覧し、必要事項の記載漏れの有無を検証した。
- ・ 入札の場合は、入札に関連する書類一式を閲覧し、入札制度の趣旨が没却されるような事象の発生の有無を検証した。
- ・ 工期（又は履行期間）や工事内容（又は委託内容）が変更されているものについて、その変更理由書を閲覧し、変更したことの妥当性を検証した。
- ・ 隨意契約の場合は、随意契約の理由書を閲覧し、随意契約としたことの妥当性を検証した。

(2) 渡船事業（一般会計）

事業名	富山新港渡船管理費
事業目的	富山新港（堀岡～越ノ潟間）に就航している県営渡船の管理運営費
事業の執行状況及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡船の上架修繕 ・ 堀岡発着場運航補助委託 ・ 夜間代行車両運行業務委託 ・ その他の運営費
歳出額の内訳	
委託料	19,680,298 円
工事請負費	2,568,000 円
その他	39,129,948 円
歳出額の合計	61,378,246 円

ア 概要

(イ) 利用状況

伏木富山港新湊地区（富山新港）の建設における港口部切断にあたり、道路及び射水線の代替として昭和 42 年 11 月に渡船運航を開始し、昭和 61 年 4 月に、完全無料化を実施した。利用者数であるが、昭和 43 年度には 79 万 1,059 人であったものが、平成 27 年度には、約 1 か月間運休していたという事情はあるものの、5 万 7,103 人まで減少している²³。

また、平成 22 年度の行政改革委員会で、「新湊大橋が完成し現在の渡船の代替交通手段が確保されれば、渡船を廃止する方向で関係者と協議する」という提言を受けている。提言を受けて、平成 23 年 2 月から地元協議に着手しており、渡船の廃止について、現在も協議が続けられている。

平成 15 年度まで、1 日 24 時間（118 便）体制で運航していたが、平成 16 年度より、夜間の運航を一部廃止し、1 日 16 時間 30 分（97 便）体制となった。夜間の運航はジャンボタクシーにより代替することとなった。ジャンボタクシーは、大部分の時間帯が申込み運行となったが、一部定期運行が残っている。平成 26 年度からは、1 日 13 時間 45 分（69 便）体制で運航している。

²³ 平成 28 年 7 月 28 日 北日本新聞記事「県営渡船の利用最少」を参照。

(イ) 渡船の老朽化

渡船は 2 隻存在し、こしのかた（昭和 62 年建造、建造費 73,505 千円）及び海竜（昭和 63 年建造、建造費 71,000 千円）である。

各渡船にはそれぞれ前身の渡船があり、越の潟丸、海竜丸がそれに当たる。越の潟丸は昭和 40 年、海竜丸は昭和 46 年に建造された。したがって、越の潟丸は 22 年、海竜丸は 17 年使用されたことになる。前身である渡船の使用期間が、現在の渡船にそのまま当てはまるとは限らないが、2 隻で富山新港の渡船業務を担っているという状況には変わりはないことから、前身である渡船の使用期間は重要な参考情報になりうるものと考えられる。

また、その他の参考情報として、法人税法上の法定耐用年数をいうと、14 年とされている²⁴。

現在、こしのかたは 29 年、海竜は 28 年使用されている。過去の使用年数等を勘案すると、こしのかたは、前身の越の潟丸の使用期間を上回っており、かつ法定耐用年数の約 2 倍の期間使用されている状況である。海竜も、前身の海竜丸の使用期間を上回っており、かつ法定耐用年数の 2 倍の期間使用されている状況である。

イ 問題点

渡船は、昭和 61 年から無料となっていることから、無料であることが定着しており、有料に戻すのは困難である。渡船の運行航路周辺にコミュニティバスが走っているが、新湊大橋を渡る路線は少なく、仮に渡船を廃止した場合、対岸へ行くには新湊大橋（あいの風プロムナード）を歩いて渡る必要がある。

ウ 問題点の検討

仮に、新造時と建造費が同額であったとしても、2 隻の渡船を更新するためには約 140,000 千円かかり、現在の財政状況からすると、更新という選択は現実的でないと考えられる。

また、平成 28 年 10 月からのコミュニティバスの路線表を確認したところ、新湊大橋を渡る路線は、「海王丸パーク・ライトレール接続線」のみであり、しかも、当該路線は土・日・祝日のみの運行となっている。さらに、県営渡船の発着場を視察したところ、近隣にコミュニティバスの発着場があることが確かめられた。

²⁴ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によると、「船舶法の適用を受ける鋼船→その他のもの→総トン数が 2,000t 未満のもの→その他」が該当する。



堀岡発着場（平成 29 年 1 月 10 日撮影）

画像の左側がコミュニティバスのバス停である。



越ノ潟発着場（平成 29 年 1 月 10 日撮影）

画像の右側がコミュニティバスのバス停である。

（意見 03）

平成 22 年度の行政改革委員会における提言を踏まえ、渡船の運航便数を減らし、代行車両へ移行するなど、運航体制を見直す必要があると考えられる。

(3) 港湾施設特別会計繰出金（一般会計）

事業名	港湾施設特別会計繰出金
事業目的	伏木富山港、魚津港における港湾施設の管理運営資金に充当するため、一般会計から繰り出しするもの。
事業の執行状況及び成果	・ 港湾施設特別会計への繰出し
歳出額の内訳	
繰出金	916,510,000 円

ア 概要

港湾施設の整備にあたっては、当初、将来的な使用料収入と投資額（+管理経費）の收支バランスを見ながら計画しているが、建設投資に係る経費は、長期にわたり償還が続くため、一般会計からの補填により賄っている。すなわち、年度ごとの使用料収入が、年度ごとの償還額を上回っていれば、一般会計からの繰出金は発生しないこととなる。そこで、平成 27 年度における一般会計から港湾施設特別会計への繰出金の内訳を示すと以下のとおりとなる。

(単位：百万円)

項 目	金 額
荷役機械運営費	△34
野積場運営費	457
伏木富山港伏木地区工業用地造成事業費	358
伏木富山港伏木地区港湾関連用地造成事業費	72
平準化償費	△87
引船運営費	62
富山港上屋運営費	31
伏木港上屋運営費	31
富山新港上屋運営費	12
富山港貯木場運営費	3
岩瀬プレジャーポートスポット（以下「岩瀬 PBS」という。）運営費	△20
新湊マリーナ運営費	29
合計	916

以上のうち、金額がマイナスとなっている項目については、実質的に繰出しが生じていないと考えられることから、以下では、金額がプラスとなっている項目

について、その状況を記載する。

(ア) 野積場運営費

平成 2 年以降に起債により整備した伏木富山港（伏木地区）におけるふ頭用地の造成（借入額 6,760 百万円）、平成 11 年以降に起債により整備した、伏木富山港（新湊地区）における多目的国際ターミナルにあるコンテナヤード（借入額 2,814 百万円）に係る償還金費用を主に支出しているが、償還が終了する平成 57 年頃までは、一般会計からの繰出しが続く。

(イ) 伏木富山港伏木地区工業用地造成事業費

平成 12 年以降に起債により整備した伏木富山港（伏木地区）における工業用地の造成（借入額 7,264 百万円）に係る償還金費用を支出しているが、償還が終了する平成 37 年までは、一般会計からの繰出しが続く。

(ウ) 伏木富山港伏木地区港湾関連用地造成事業費

平成 11 年以降に起債により整備した伏木富山港（伏木地区）の港湾関連用地の造成（借入額 1,124 百万円）に係る償還金費用を支出しているが、償還が終了する平成 37 年までは、一般会計からの繰出しが続く。

(エ) 引船運営費

県が運航する引船の上架修繕、管理運営費等を支出しているが、人件費（引船運営者給与費）を含めた総額は引船使用料を上回るため、当面、一般会計からの繰出しが続く。

(オ) 富山港上屋運営費

平成 20 年及び平成 21 年に起債により建設した伏木富山港（富山地区）における上屋（借入額 532 百万円）の償還金費用を主に支出しているが、償還が終了する平成 40 年までは、一般会計からの繰出しが続く。

(カ) 伏木港上屋運営費

伏木富山港（伏木地区）における上屋に係るものであり、建設した上屋の経費は償還済であるが、平成 27 年度に上屋の大規模修繕を行ったため、一時的に一般会計から繰出しどとった。

(キ) 富山新港上屋運営費

平成 10 年に起債により建設した伏木富山港（新湊地区）における上屋（借入

額 166 百万円）の償還金費用を主に支出しているが、償還が終了する平成 29 年までは、一般会計からの繰出しが続く。

(ク) 富山港貯木場運営費

平成 20 年及び平成 21 年に起債により整備した伏木富山港（富山地区）における貯木場（借入額 96 百万円）の償還金費用を主に支出しているが、償還が終了する平成 40 年までは、一般会計からの繰出しが続く。

(ケ) 新湊マリーナ運営費

平成 4 年以降に起債により建設した伏木富山港（新湊地区）におけるマリーナ（借入額 738 百万円）の償還金費用を主に支出しているが、償還が終了する平成 58 年までは、一般会計からの繰出しが続く。

イ 問題点

使用料収入のみにより起債の償還ができておらず、一般会計からの繰出しが恒常化している状況にある。

ウ 問題点の検討

(意見 04)

財政の健全性を考慮して、投資額を回収する見地からは、港湾施設使用料収入のみにより起債の償還をしていく必要があると考えられる。一方で、長期にわたり、港湾施設使用料収入を合理的に見積もることは困難な側面があり、投資の当初は想定していなかったような遊休状態に陥った結果、投資の当初に想定した程度の港湾施設使用料収入が得られない可能性がある。さらに、公共の用に供される港湾施設の社会資本として整備する必要性、利用者への影響を考慮して港湾施設使用料を設定せざるを得ない実情を考慮すれば、港湾施設使用料収入のみによる投資額の回収が困難であり、一般会計からの繰出しも必要である点も否めない。

以上の点を勘案し、今後、償還が長期にわたる事業を行う際は、港湾施設使用料収入の見積りを保守的に行ったとしても、港湾施設特別会計における収支均衡が可能な限り早くなるような資金計画の策定に努める必要があると考えられる。

(4) 一般会計におけるその他の事業の状況

下記の事業の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかつた。

事業名	直轄港湾事業費 負担金	海王丸保存活用 事業費	港湾施設 環境整備費
事業目的	伏木富山港改修工事の内、国土交通省直轄事業として執行する事業費の一部を負担するもの。	帆船海王丸の保存活用を図る。	伏木富山港の環境保全と地域住民の生活環境の改善を図る。
事業の執行状況及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ・国際物流ターミナル整備 ・岸壁及び泊地等予防保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・海王丸保存事業、海王丸公開事業及び練成等事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・伏木富山港各地区の緑地等の管理 ・海王丸パーク等の管理（指定管理）
歳出額の内訳			
委託料	0 円	0 円	70,127,544 円
負担金補助及び交付金	819,451,670 円	86,693,218 円	150,000 円
その他	0 円	0 円	18,619,184 円
歳出額の合計	819,451,670 円	86,693,218 円	88,896,728 円

事業名	港湾安全対策費	伏木富山港港湾公害防止対策費（縦越明許費）
事業目的	港湾における油流出事故対策及び港湾施設の安全対策を実施する。	富岩運河等から検出された環境基準を超える高濃度のダイオキシン類について、その対策等を図るもの。
事業の執行状況及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設保安警備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関する工事等を実施
歳出額の内訳		
委託料	96,681,000 円	20,814,000 円
工事請負費	3,384,000 円	428,892,092 円
歳出額の合計	100,065,000 円	449,706,092 円

(5) 引船事業（港湾施設特別会計）

事業名	引船運営費
事業目的	伏木富山港に出入港する船舶の離着岸に使用する引船の管理運営費を支出するもの。
事業の執行状況及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引船の上架修繕 ・ 公課費、需用費等の管理運営費
歳出額の内訳	
工事請負費	19,313,640 円
その他	38,736,589 円
歳出額の合計	58,050,229 円

ア 概要

引船とは、船舶の接岸、離岸作業を支援するとともに、船舶の入出港時に進路警戒作業などを行うための船である。伏木富山港では、県営の引船として日本海（平成 8 年建造、建造費 428,480 千円）及びらいちょう（昭和 59 年建造、建造費 376,000 千円）の 2 隻が作業を行っている。各船にはそれぞれ前身の引船があり、日本海丸及びらいちょう丸がそれにあたる。その他、民営の引船が 1 隻存在する。

日本海丸は昭和 44 年、らいちょう丸は昭和 37 年に建造された。したがって、日本海丸は 27 年、らいちょう丸は 22 年使用されたことになる。前身の船舶の使用期間が、現在の船舶にそのままあてはまるとは限らないが、民営の引船を含めた 3 隻で、伏木富山港における引船業務の大部分を担っているという状況には変わりはないことから、前身の船舶の使用期間は重要な参考情報になりうるものと考えられる。

また、その他の参考情報として、法人税法上の法定耐用年数をいうと、14 年とされている²⁵。現在、日本海は 20 年、らいちょうは 32 年使用されている。過去の使用年数等を勘案すると、日本海は、前身の日本海丸の使用期間を上回っていないが、法定耐用年数の約 1.4 倍の期間使用されている状況である。らいちょうは法定耐用年数の約 2.3 倍の期間使用されており、加えて前身の日本海丸の使用年数を超過している状況である。

さらに、平成 22 年度に行政改革委員会から、「引船業務の民間による運営を目指し、早急に条件整備を図ること」という提言を受けている。地方港湾における引船事業は、採算性の確保が厳しいとされているが、全国の引船運営事業に関する

²⁵ 注 24 に示したものと同様の区分に該当する。

実態を調査し、収支状況の改善や民間への移行手法について、引き続き検討する必要がある。

イ 問題点

県営の引船 2 隻については、後継船を早急に検討する必要があるものと考えられる。また、引船運営事業を民間へ移行するのであれば、採算性を改善する必要があるものと考えられる。

ウ 問題点の検討

県営の引船のうち、日本海は継続使用に特段の懸念はなく、らいちょうは後継船をリースする方針が決まっているところである。さらに、引船運営費が引船使用料を上回る状態が続いていることから、一般会計からの繰入れがなければ、引船運営事業が立ち行かない状況となっている。

(意見 05)

ポートセールスの積極的な実施等により、引船運営事業の採算を確保するとともに、平成 22 年度における行政改革委員会の提言を踏まえ、民間へ移行する体制を整える必要があると考えられる。

(6) 港湾施設特別会計におけるその他の事業の状況

下記の事業の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかつた。

事業名	荷役機械 運営費	荷役機械 建設事業費	野積場運営費	伏木港上屋 運営費
事業目的	伏木富山港に設置した荷役機械の管理運営費を支出するもの。	伏木富山港の港湾荷役を効率的に行うための荷役機械を整備するもの。	野積場造成に係る公債費及び野積場の運営費を支出するもの。	伏木富山港のうち、伏木地区に設置している上屋の管理費を支出するもの。
事業の執行状況及び成果	・償還金及び割引料 ・電気使用料及び修繕	・荷役機械工事	・本事業に関する公債費及び運営費を支出	・上屋の請負工事等
歳出額の内訳				
委託料	2,495,000 円	0 円	0 円	0 円
工事請負費	0 円	18,000,000 円	0 円	42,505,560 円
償還金利子及び割引料	129,881,880 円	0 円	493,344,690 円	0 円
その他	18,835,781 円	0 円	84,620 円	2,755,727 円
歳出額の合計	151,212,661 円	18,000,000 円	493,429,310 円	45,261,287 円

4 伏木富山港（伏木地区）に係る出先機関が執行した事業の状況

(1) 監査対象の抽出基準及び主な監査手続

ア 監査対象の抽出基準

(ア) 工事請負契約及び委託契約

平成 27 年度において各出先機関が執行した事業を母集団として、金額的重要性及び質的重要性を勘案して、契約単位で抽出した。金額的重要性以外に、当初契約金額と変更後の契約金額との乖離が大きいもの、随意契約、出先機関ごとに検証するサンプル数のバランス等を勘案して、対象の契約を抽出した。

(イ) 港湾施設使用料

各出先機関における使用料の管理資料を母集団として、金額的重要性及び質的重要性を勘案して、取引単位で抽出した。

イ 主な監査手続

(ア) 工事請負契約及び委託契約

- ・ 契約書、工事施工伺等を閲覧し、必要事項の記載漏れの有無を検証した。
- ・ 入札の場合は、入札に関連する書類一式を閲覧し、入札制度の趣旨が没却されるような事象の発生の有無を検証した。
- ・ 工期（又は履行期間）や工事内容（又は委託内容）が変更されているものについて、その変更理由書を閲覧し、変更したことの妥当性を検証した。
- ・ 随意契約の場合は、随意契約の理由書を閲覧し、随意契約としたことの妥当性を検証した。

(イ) 港湾施設使用料

- ・ 使用料の計算過程を担当者に質問し、再計算を実施することで計算の正確性を検証した。
- ・ 使用料の計算資料に記載されている単価が、富山県港湾管理条例と整合しているかどうか検証した。
- ・ 使用料計算の基礎となっている、日数や面積等について適正かどうか検証した。
- ・ 施設別に使用料収入の状況を確かめ、遊休状態となっている施設の有無を検証し、現場視察の対象とすべき港湾施設を抽出した。

なお、監査対象の抽出基準及び主な監査手続は、伏木富山港の各地区及び魚津港において同様である。

(2) 工事請負契約

ア 発見事項

案件番号	4401083	4401084
工事場所	高岡市伏木国分	高岡市吉久 1 丁目
工期	平成 26 年 9 月 4 日から 平成 27 年 4 月 17 日まで	平成 26 年 9 月 11 日から 平成 27 年 4 月 30 日まで
工事内容	伏木富山港（伏木地区）港湾 総合交付金国分護岸新設工 事	伏木富山港（伏木地区）港湾 改良臨港道路伏木外港線道 路改良工事
契約の締結方法	条件付一般競争入札	条件付一般競争入札
落札者又は契約の受 嘱者	㈱早木工業	中越ロジスティクス㈱
入札参加者数 (辞退者等も含む)	4 者 (内、辞退 3 者)	4 者 (内、辞退 3 者)
予定価格の事前公表 の有無	事前公表	事前公表
予定価格	45,219,600 円	26,136,000 円
請負代金（当初）	44,064,000 円	25,380,000 円
設計額（変更後）	54,108,000 円	30,056,400 円
請負代金（変更後）	52,724,520 円	29,187,000 円
調査基準価格	39,711,600 円	22,734,000 円
落札率	97.44%	97.11%
工期変更の有無	有	有
工事内容変更の有無	有	有
工事内容の変更理由	現地精査により、既設消波ブ ロックの撤去数量等を増工 し、一部工事区域において、 転石のため、控杭工の施工が 困難なことから、アンカー工 に変更したため。	現地精査により、残土処理工 を増工し、擁壁工を減工した ため。

上記の一般競争入札による工事案件では、いずれも 4 者の入札参加者のうち、
3 者が辞退していることから、実質的には 1 者による入札となっている。

案件番号	4401111	4401114
工事場所	高岡市伏木国分	高岡市吉久 1 丁目
工期	平成 27 年 7 月 27 日から 平成 27 年 11 月 26 日まで	平成 27 年 9 月 8 日から 平成 28 年 1 月 29 日まで
工事内容	伏木富山港（伏木地区）港湾 総合交付金臨港道路 3 号線 消雪配管リフレッシュ工事	伏木富山港（伏木地区）港湾 改良臨港道路伏木外港線道 路改良工事
契約の締結方法	指名競争入札	条件付一般競争入札
落札者又は契約の受 嘱者	株釣工務店	昭和建設株
入札参加者数 (辞退者等も含む)	10 者 (内、辞退 4 者、棄権 1 者)	10 者 低入札調査での失格 1 者 (内、辞退 3 者、棄権 1 者)
予定価格の事前公表 の有無	非公表	事前公表
予定価格	15,973,200 円	30,985,200 円
請負代金（当初）	13,602,600 円	27,000,000 円
設計額（変更後）	16,750,800 円	24,883,200 円
請負代金（変更後）	14,264,640 円	21,682,080 円
調査基準価格	13,586,400 円	26,989,200 円
落札率	85.16%	87.14%
工期変更の有無	無	無
工事内容変更の有無	有	有
工事内容の変更理由	現地精査により、構造物撤去 工を増工したため。	現地精査により、残土処理工 を減工したため。

上記の競争入札による工事案件では、いずれも 10 者の入札参加者のうち、4 者以上が辞退ないし棄権しており、辞退者等が多数となっている。

上記の工事番号 4401114 の工事案件では、低入札価格調査制度により調査基準価格を下回る入札者の 1 者が調査の結果、失格となっている。なお、落札者は調査基準価格を上回る入札価格で落札している。また、上記の工事案件以外で低入札調査となった工事案件 2 件（富山地区 1 件、新湊地区 1 件）を検証したが、どちらも調査基準価格を下回る入札者が調査の結果、落札者となっている。

イ 多数の入札辞退者案件の散在について（工事請負契約での検討事項）

上記 2 件の競争入札による工事案件（工事番号 4401083 及び 4401084）では、いずれも 4 者の入札参加者のうち、3 者が辞退していることから、実質的には 1 者による入札となっている。また、他の 2 件の競争入札による工事案件（工事番号 4401111 及び 4401114）では、いずれも 10 者の入札参加者のうち、4 者以上が辞退ないし棄権しており、同様の工事案件が伏木富山港新湊地区でも 2 件（工事番号 4451797 及び 4451824）の合計 4 件が発見されている。

一般競争入札の場合は広く公告をして入札希望者を募集するものであり、それにもかかわらず入札者が 1 者にすぎなかったということは、他の者は競争に参加する利益を放棄したことにより競争入札に敗れたとみるべきである。したがって、たとえ入札者が 1 者だけの場合でも入札に必要な競争性は失われるものではない。しかしながら、指名競争入札で辞退者が多数となり入札者が少なくなる場合は、競争性を働かせて発注者にできるだけ有利な条件で契約を締結しようとする競争入札のメリットを十分かつ効果的に享受できていないことになる。

富山県では辞退者から辞退届を入手はしているが、辞退の理由については何ら報告を求めていない。

入札参加業者の辞退理由を把握することは、辞退の原因分析を可能とし、地域経済の現状把握や業者の能力判断等にも有用な情報を提供することにもなるため、今後の適切な競争入札制度の運用及び業務執行における改善に資する。

（意見 06）

競争入札での辞退理由を把握することは、事業の性格や現在の傾向分析等、今後の競争入札の業務執行におけるノウハウ蓄積に必要な情報収集が可能となることから、現状、辞退理由の報告を求めるルールはないが、入札参加者が辞退する際、辞退理由の報告を求める必要があると考えられる。

これらの他、下記の工事請負契約の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかった。

指名競争入札：4 件、請負代金（変更後）計 34,701,480 円

隨 意 契 約：1 件、請負代金（変更後） 1,188,000 円

(3) 委託契約

下記の委託契約の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかった。

指名競争入札：10 件、委託料（変更後）計 39,465,360 円

(4) 港湾施設使用料

ア 港湾施設使用料収入の状況

港湾施設別に港湾施設使用料収入の状況を把握し、遊休状態となっている港湾施設の有無を検証した結果、年間最大使用料²⁶に対する使用料実績の割合（以下「使用料実績割合」という。）²⁷が低いと思われる港湾施設は以下のとおりである。なお、現場視察の結果については、本報告書の「第 8 資産の管理」に記載している。

(7) 整理場及び貯木場

伏木富山港（伏木地区）に存在する整理場及び貯木場は、吉久整理場（図面番号²⁸：伏 83、面積 48,183 m²）のみであるが、港湾施設使用料収入を全く得ていない。

(4) 野積場

名称	図面番号	種別	27 年度使用料実績（円）	面積（m ² ）	年間最大使用料（円）	使用料実績割合
左岸 1 号野積場	伏 85	舗装	0	1,032	1,771,335	0.0%
左岸 2 号野積場	伏 86	〃	2,227,130	8,258	14,174,114	15.7%
左岸 3 号野積場	伏 87	〃	790,800	2,476	4,249,831	18.6%
左岸 4 号野積場	伏 88	〃	0	1,747	2,998,568	0.0%
左岸 5 号野積場	伏 89	〃	0	4,402	7,555,637	0.0%

²⁶ その港湾施設の全ての面積を同一の者が年間を通じて使用した場合の使用料。舗装された野積場の場合、適用される使用料単価は、富山県港湾管理条例によると、使用期間 1 月まで 10 平方メートルにつき 1 日ごとに 24 円 56 銭、使用期間 1 月を超える場合その超える期間 10 平方メートルにつき 1 日ごとに 49 円 11 銭とされている。例えば、左岸 1 号野積場の最大使用料は、(24.56 円/日 × 31 日 + 49.11 円/日 × 334 日) × 1,032 m² ÷ 10 m² = 1,771,335 円と計算される。

²⁷ 使用料実績を最大使用料で除して算定している。

²⁸ 「港湾施設の概要について」（昭和 50 年 6 月 20 日富山県告示第 727 号）において示されている図面番号をいう。

名 称	図面番号	種別	27 年度使用料 実績（円）	面積 (m ²)	年間最大 使用料（円）	使用料 実績割合
左岸 6 号野積場	伏 89-1	未舗装	0	3,150	1,803,413	0.0%
右岸 1 号野積場	伏 90	"	281,700	1,100	629,763	44.7%
右岸 2 号野積場	伏 91	舗装	0	3,659	6,280,344	0.0%
右岸 3 号野積場	伏 92	"	0	1,034	1,774,768	0.0%
右岸 4 号野積場	伏 93	"	71,810	1,016	1,743,873	4.1%
右岸 5 号野積場	伏 94	"	0	994	1,706,112	0.0%
右岸 6 号野積場	伏 95	"	0	657	1,127,681	0.0%
右岸 7 号野積場	伏 96	"	449,350	527	904,548	49.7%
右岸 8 号野積場	伏 97	"	117,970	758	1,301,039	9.1%
右岸 9 号野積場	伏 98	"	0	5,178	8,887,571	0.0%
右岸 10 号野積場	伏 99	未舗装	31,540	1,589	909,722	3.5%
右岸 11 号野積場	伏 100	舗装	0	1,813	3,111,851	0.0%
右岸 12 号野積場	伏 101	"	0	5,724	9,824,731	0.0%
右岸 13 号野積場	伏 107	"	592,920	1,620	2,780,584	21.3%
万葉 1 号野積場	伏 101-1	"	792,080	3,450	5,921,615	13.4%
万葉 2 号野積場	伏 101-2	"	877,760	5,700	9,783,537	9.0%
万葉 3 号野積場	伏 101-3	"	7,067,400	31,000	53,208,710	13.3%
万葉 4 号野積場	伏 101-4	未舗装	5,532,390	53,768	30,782,825	18.0%
		合計	18,832,850		173,232,172	10.9%

5 伏木富山港（富山地区）に係る出先機関が執行した事業の状況

(1) 工事請負契約

下記の工事請負契約の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかった。

条件付一般競争入札：5 件、請負代金（変更後）計 878,423,400 円

指 名 競 争 入 札：5 件、請負代金（変更後）計 65,229,840 円

隨 意 契 約：1 件、請負代金（変更後） 3,669,840 円

(2) 委託契約

委託番号	4411164
履行場所	富山市草島外
履行期間	平成 27 年 5 月 1 日から 平成 27 年 6 月 30 日まで
委託内容	伏木富山港海岸（富山地区）災害関連緊急海岸漂着物処理その 1
契約の締結方法	随意契約
落札者又は契約の受嘱者	㈱篠川組
予定価格の事前公表の有無	非公表
予定価格	11,264,000 円
委託料（当初）	10,908,000 円
設計金額（変更後）	3,962,520 円
委託料（変更後）	3,836,160 円
履行期間又は委託内容の変更理由	漂着物の処分場が変更になったため。現地精査の結果、漂着物量が減ったため。
随意契約とした理由	当該委託業務は 4 月中旬に海岸に大量のゴミが漂着し、その処理を行ったものである。 実施に当たっては、海水浴シーズン前の 6 月末までに海岸漂着物を撤去する必要があった。このため、災害時における応急対策業務に関する協定に基づき富山県建設業協会富山支部に業者の選定を依頼し、その推薦業者と随意契約を締結したものである（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号）。
コメント	(意見 07) 資料からは緊急性が読み取り辛く、随意契約とする必要性が理解し辛かった。例えば、普段パトロールしている画像と、災害発生後の画像を両方添付したり、漂着物の見込量と平常時の漂着物の量を比較する資料を添付したりして、緊急性を明確にする必要があると考えられる。

委託番号	4411165
履行場所	富山市草島外
履行期間	平成 27 年 5 月 1 日から 平成 27 年 6 月 30 日まで
委託内容	伏木富山港海岸（富山地区）災害関連緊急海岸漂着物処理その 2
契約の締結方法	随意契約
落札者又は契約の受嘱者	株北越綜合建設
入札参加者数（辞退者等も含む）	該当なし
予定価格	19,375,200 円
委託料（当初）	19,323,360 円
設計金額（変更後）	17,571,600 円
委託料（変更後）	17,524,080 円
履行期間又は委託内容の変更理由	漂着物の処分場が変更になったため。現地精査の結果、漂着物量が減ったため。
随意契約とした理由	No.4411164 と同様の業務であり、区域を 2 つに分けて委託した業務である。
コメント	No.4411164 と同様の業務であり、区域を 2 つに分けて委託した業務である。 したがって、No.4411164 と同様の意見がある。

委託番号	4411169
履行場所	富山市四方西岩瀬
履行期間	平成 27 年 6 月 25 日から 平成 27 年 9 月 30 日まで
委託内容	伏木富山港海岸（富山地区）県単独海岸環境保全八重津浜海岸漂着物処理
契約の締結方法	随意契約
落札者又は契約の受嘱者	株北越綜合建設
予定価格の事前公表の有無	非公表
予定価格	989,280 円
設計金額（当初）	989,280 円
委託料（当初）	982,800 円
設計金額（変更後）	2,577,960 円
委託料（変更後）	2,560,680 円
履行期間又は委託内容の変更理由	現場状況により、海岸漂着物の集積作業にかかる人数が増えたもの。また、これに伴い、混合ごみの大型土のう袋詰め作業及び流木の運搬処理作業を追加したため。
随意契約とした理由	予定価格が 1,000,000 円を超えないため（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、富山県会計規則第 100 条第 1 項第 6 号）。
コメント	<p>(意見 08)</p> <p>予定価格が 1,000,000 円に極めて近いことや近隣地域で海岸緊急漂着物処理の対応をした直後であり、海岸漂着物は波及び風により日々量が変化していること等を勘案すると、委託料の増額によって、最終的な委託料が 1,000,000 円を超える可能性も検討する余地があったものと考えられる。</p> <p>したがって、今後、予定価格が 1,000,000 円に極めて近く、かつ、委託料の金額が増加する状況が認められる場合は、随意契約ではなく、指名競争入札を適用することも検討する必要があると考えられる。</p>

これらの他、下記の委託契約の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかつた。

指名競争入札：4 件、委託料（変更後）計 31,696,920 円

(3) 港湾施設使用料

ア 港湾施設使用料収入の状況

施設別に港湾施設使用料収入の状況を把握し、遊休状態となっている港湾施設の有無を検証した結果、使用料実績割合が低いと思われる港湾施設は以下のとおりである。なお、現場視察の結果については、本報告書の「第 8 資産の管理」に記載している。

(7) 整理場及び貯木場

名 称	図面 番号	27 年度使用料 実績（円）	面積 (m ²)	年間最大使用料 (円) ²⁹	使用料 実績割合
富岩運河整理場	富 61	0	34,593	2,421,510	0.0%
米田水面整理場	富 63	0	20,460	1,247,855	0.0%
米田第 1 整理場	富 64	0	4,400	268,356	0.0%
米田第 2 整理場	富 65	0	7,358	448,764	0.0%
米田第 3 整理場	富 65-2	0	1,800	109,782	0.0%
上野新整理場	富 65-3	990,000	24,177	27,005,709	3.7%
富岩運河貯木場	富 79	0	49,866	3,490,620	0.0%
新米田貯木場	富 81	0	17,033	16,726,406	0.0%
米田水面貯木場	富 81-2	0	16,100	2,447,200	0.0%
	合計	990,000		48,254,072	2.1%

²⁹ 例えば、米田水面整理場の場合、適用される使用料単価は、富山県港湾管理条例によると、年額 1 平方メートルにつき 60 円 99 銭とされている。よって、米田水面整理場の最大使用料は、 $60 \text{ 円 } 99 \text{ 銭}/\text{m}^2 \times 20,460 \text{ m}^2 = 1,247,855 \text{ 円}$ と計算される。なお、整理場及び貯木場の使用料単価は施設ごとに異なる。

(イ) 野積場

名 称	図面番号	種別	27 年度使用料実績(円)	面積(m ²)	年間最大使用料(円)	使用料実績割合
1 号野積場	富 66	舗装	173,820	1,726	2,962,524	5.9%
2 号野積場	富 67	〃	260,770	4,650	7,981,307	3.3%
3 号野積場	富 68	〃	1,413,360	1,733	2,974,539	47.5%
4 号野積場	富 69	〃	3,651,490	10,074	17,291,114	21.1%
5 号野積場	富 70	〃	1,304,110	3,428	5,883,853	22.2%
6 号野積場	富 71	〃	260,690	4,358	7,480,115	3.5%
7 号野積場	富 72	〃	1,477,930	9,458	16,233,806	9.1%
8 号野積場	富 73	〃	681,610	12,030	20,648,412	3.3%
9 号野積場	富 74	〃	496,990	14,100	24,201,381	2.1%
10 号野積場	富 75	〃	521,580	8,274	14,201,576	3.7%
11 号野積場	富 76	〃	2,753,160	8,920	15,310,377	18.0%
12 号野積場	富 77	〃	17,340	3,345	5,741,391	0.3%
13 号野積場	富 78	〃	608,520	9,440	16,202,910	3.8%
14 号野積場	富 78-8	〃	398,170	10,958	18,808,421	2.1%
15 号野積場	富 97	未舗装	192,960	4,235	2,424,588	8.0%
16 号野積場	富 98	舗装	69,490	579	993,801	7.0%
岩瀬 1 号野積場	富 78-2	未舗装	0	3,080	1,763,337	0.0%
岩瀬 2 号野積場	富 78-3	〃	0	1,156	661,824	0.0%
岩瀬 3 号野積場	富 78-4	〃	0	1,236	707,625	0.0%
岩瀬 4 号野積場	富 78-5	〃	0	4,452	2,548,823	0.0%
岩瀬 5 号野積場	富 78-6	舗装	0	2,425	4,162,294	0.0%
岩瀬 6 号野積場	富 78-7	〃	0	5,986	10,274,430	0.0%
<hr/>		合計	14,281,990	<hr/>	199,458,448	7.2%

(イ) 伏木富山港（富山地区）における野積場の使用申請期間

野積場とは、海上輸送貨物の保管のための施設で屋根のないものをいう。

富山県の野積場の使用料は、下記のとおりであり（富山県港湾管理条例第 12 条別表第 3）、使用期間が 1 か月を超えると 1 日あたり単価が約 2 倍となる料金体系となっている。

単 位		金 額 ³⁰
舗装	使用期間 1 月まで 10 平方メートルにつき 1 日ごとに	24 円 56 銭
	使用期間 1 月を超える場合その超える期間 10 平方メートルにつき 1 日ごとに	49 円 11 銭
未舗装	使用期間 1 月まで 10 平方メートルにつき 1 日ごとに	8 円 20 銭
	使用期間 1 月を超える場合その超える期間 10 平方メートルにつき 1 日ごとに	16 円 38 銭

伏木富山港（富山地区）における野積場の使用申請書と実際の使用期間を確認したところ、使用申請期間が実際の使用期間と異なっている事例が散見された。

（指摘事項 01）

富山港事務所は、使用申請期間が実際の使用期間と異なっていることを認識していなかった。富山港事務所は、野積場を管理する立場にあるが、使用申請期間を正しいものとみなし、現場を確認していなかった。

ウ 料金体系の見直し

今回指摘した事例の原因として、使用申請期間と実際の使用期間の照合、使用申請面積と実際の使用面積の照合³¹を行うための事務が煩雑であることが挙げられる。他県では野積場の使用について「専用使用」という料金体系がある³²。「専用使用」とは、1か月単位で使用を許可して使用料を徴収する料金体系である。

以下の表は、伏木富山港と同じく国際拠点港湾である新潟港の料金表を基に、1か月を 31 日とみなして、一般使用の場合と専用使用における野積場使用料の 10 m²あたり単価を比較した表である。

³⁰ 魚津港は半額とされている。

³¹ 使用申請面積と実際の使用面積の照合に関して指摘した事例は、本報告書の「6 伏木富山港（新湊地区）に係る出先機関が執行した事業の状況（3）港湾施設使用料」を参照。

³² 新潟県港湾管理条例を参考に記載。

港湾名	一般使用 (1日単位)	一般使用 (31日分集計)	専用使用 ³³ (1か月固定)	割引率
新潟港 (舗装)	32 円 80 銭 (7 日以内)	1,414 円	980 円	30.5%
	49 円 20 銭 (8 日以上)			
新潟港 (未舗装)	22 円 60 銭 (7 日以内)	986 円 20 銭	680 円	31.0%
	34 円 50 銭 (8 日以上)			

(意見 09)

他県では一定期間（概ね 1 か月以上）継続して施設を使用する場合を想定し、1 日単位の使用料金とは別に、例えば 1 か月単位の料金を設け、これらを 1 日単位の料金に比べて割安の料金体系としている例がある。

これは、当初申請したスペースを長期間借りることへの使用者側のリスク（許可期間中の事情変更により不要なスペースが発生するリスク）や、使用者側及び行政側双方の事務負担の軽減に配慮したものと考えられることから、富山県でも導入を検討する必要があると考えられる。

専用使用については、富山県港湾管理条例の改正が必要となるほか、許可の条件の見直しも必要となるものと思われるが、例えば、港湾管理者が野積場を一定の区画に区分し、区画単位で使用を許可すれば、少なくとも当該区画内で使用する限りは、実際の使用期間及び実際の使用面積を詳細にチェックする必要はないことから、使用者側及び行政側双方の事務負担が軽減される効果も期待できるものと考えられる。

³³ 3 か月以上継続して使用する場合に適用される料金体系である。

6 伏木富山港（新湊地区）に係る出先機関が執行した事業の状況

(1) 工事請負契約

下記の工事請負契約の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかった。

条件付一般競争入札：10 件、請負代金（変更後）計 625,006,800 円

指名競争入札：11 件、請負代金（変更後）計 160,943,760 円

随意契約：1 件、請負代金（変更後） 1,357,560 円

(2) 委託契約

下記の委託契約の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかつた。

指名競争入札：12 件、委託料（変更後）計 77,342,040 円

随意契約：8 件、委託料（変更後）計 51,233,040 円

(3) 港湾施設使用料

ア 港湾施設使用料収入の状況

施設別に港湾施設使用料収入の状況を把握し、遊休状態となっている港湾施設の有無を検証した結果、使用料実績割合が低いと思われる港湾施設は以下のとおりである。なお、現場視察の結果については、本報告書の「第 8 資産の管理」に記載している。

(イ) 整理場及び貯木場

名称	図面番号	27 年度使用料実績（円）	面積（m ² ）	年間最大使用料（円）	使用料実績割合
中野整理場	新 62	170,040	200,000	12,198,000	1.4%
石丸整理場	新 63	618,390	12,285	1,051,965	58.8%
内川整理場	新 64	0	8,391	511,767	0.0%
新堀整理場	新 64-2	517,880	24,940	28,182,200	1.8%
第 1 水面貯木場	新 74	551,000	132,623	23,076,402	2.4%
新堀陸上貯木場	新 74-2	2,738,280	37,634	42,526,420	6.4%
	合計	4,595,590		107,546,754	4.3%

(イ) 野積場

名 称	図面 番号	種別	27 年度使用料 実績 (円)	面積 (m ²)	年間最大 使用料 (円)	使用料 実績割合
1 号野積場	新 65	舗装	10,107,170	30,367	52,122,222	19.4%
2 号野積場	新 66	"	5,029,370	16,293	27,965,468	18.0%
3 号野積場	新 67	"	9,655,600	16,361	28,082,184	34.4%
4 号野積場	新 68	"	12,238,820	15,475	26,561,445	46.1%
5 号野積場	新 69	"	2,812,940	12,870	22,090,197	12.7%
6 号野積場	新 70	"	3,585,910	12,473	21,408,782	16.7%
7 号野積場	新 71	"	1,971,930	12,600	21,626,766	9.1%
8 号野積場	新 72	未舗装	1,318,370	8,220	4,706,049	28.0%
9 号野積場	新 73	舗装	13,330,090	34,639	59,454,726	22.4%
東 1 号野積場	新 73-2	"	449,030	13,170	22,605,120	2.0%
北ふ頭コンテナヤード	新 100	"	32,374,860	28,791	94,546,822	34.2%
北 2 号野積場	新 73-3	"	1,825,030	17,900	30,723,739	5.9%
堀岡船だまり 野積場	新 73-4	"	0	26,400	45,313,224	0.0%
		合計	94,699,120		457,206,744	20.7%

なお、北ふ頭コンテナヤードの面積は 82,766 m²であるが、クレーンのレール、トラックの搬入路等を除いた実際にコンテナを収容できる場所の面積は 28,791 m²であることから、年間最大使用料の計算にあたっては、実際にコンテナを収容できる場所の面積を用いている。

イ 伏木富山港（新湊地区）における 9 号野積場の使用申請面積

伏木富山港（新湊地区）における 9 号野積場につき、現場視察の結果、使用申請面積と実際の使用面積が異なっている印象を受けた。そこで、使用申請面積の計算方法を確認した結果、使用者は貨物の月平均残量（重量）の見込みや実際の重量を基に使用申請面積を推計し申請書を作成していることが判明した。なお、当該申請方法は経常的に行われていた。

(指摘事項 02)

富山新港管理局は、使用申請面積と実際の使用面積が異なることを認識していなかった。富山新港管理局は、野積場を管理する立場にあるが、使用申請面積を正しいものとみなしそう、現場を確認していなかった。

7 魚津港に係る出先機関が執行した事業の状況

(1) 工事請負契約

下記の工事請負契約の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかった。

条件付一般競争入札：1 件、請負代金（変更後） 24,784,920 円

指名競争入札：4 件、請負代金（変更後）計 49,137,840 円

随意契約：1 件、請負代金（変更後） 2,718,360 円

(2) 委託契約

下記の工事請負契約の検証を行ったが、意見や指摘事項に繋がる事項は検出されなかった。

指名競争入札：3 件、委託料（変更後）計 9,367,920 円

(3) 港湾施設使用料

ア 港湾施設使用料収入の状況

施設別に港湾施設使用料収入の状況を把握し、遊休状態となっている港湾施設の有無を検証した結果、使用実績が少ないと思われる港湾施設は以下のとおりである。なお、現場視察の結果については、本報告書の「第 8 資産の管理 5 港湾施設及び海岸保全施設の状況」に記載している。

(イ) 整理場及び貯木場

魚津港には、整理場及び貯木場は存在しない。

(ロ) 野積場

魚津港に存在する野積場は、北地区野積場（図面番号：魚 32、面積 5,086 m²）のみであるが、港湾施設使用料収入を全く得ていない。

第 7 行政評価

1 はじめに

行政評価とは、総務省の定義によれば、政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものをいう³⁴。行政評価の対象によって、行政評価を分類した場合、行政活動の上位レベルを対象として行われる評価手法を政策評価、行政活動の基本的単位である事務事業を対象として実施されるものを事務事業評価（以下「事業評価」という。）、政策と事務事業の中間に位置する施策を対象とするものを施策評価と呼んでいる³⁵。

富山県は、予算編成等へ活用することにより、県の事業を効率的・効果的に実施することや県政の透明性を高めること等を目的として、行政評価のうち、政策評価及び事業評価を実施している³⁶。さらに、富山県は、事業評価の一環として、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、一定期間を経過した公共事業について再評価（以下「事業再評価」という。）を実施し、この再評価を、学識経験者などで構成される「富山県公共事業評価委員会」において審議し、その意見を踏まえて、事業の継続、見直し又は中止などの判断をしている。

そこで、港湾事業に関する政策評価、事業評価及び事業再評価の結果を閲覧し、問題点の有無を検証する。

2 政策評価

（1）概要

富山県においては、「新・元気とやま創造計画」で挙げられている基本政策に対する評価となる。以下では、評価結果を示すが、特段の問題点は検出されなかった。

（2）評価結果³⁷

ア 活力 4 企業立地の促進

港湾などの交通基盤の整備促進に対する評価結果は示されていなかった。

イ 活力 9 環日本海・アジアなど海外ビジネス展開の促進

「伏木富山港の利用促進を図るため、伏木富山港拠点化支援事業の活用やセミナーの開催等を通じて積極的なPRを進めるとともに、ロシア・中国・東南アジ

³⁴ 総務省「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果（平成 25 年 10 月 1 日現在）」（平成 26 年 3 月公表）1 頁を参照。

³⁵ 掛谷純子「地方自治体における行政評価の目的とその内容：財務会計と管理会計の視点から」京都女子大学現代社会学研究第 17 号 7 頁（平成 26 年）を参照。

³⁶ 富山県「政策評価制度のあらまし」2 頁を参照。

³⁷ 平成 27 年度中間評価結果に基づき記載している。

アなど環日本海・アジア地域との物流活性化を図るため、市場開拓・貨物創出、集荷圏拡大や航路拡充等の取組みを進めていく必要がある。」と評価されていた。

ウ 活力 14 空港・港湾の充実など交流・物流ネットワークの形成

「伏木富山港が環日本海のゲートウェイとしての機能を一層高めて、環日本海・アジア地域の成長エネルギーを取り込むため、伏木富山港を核とした交流・物流活性化の取組みを産業政策と連動させていく必要がある。」と評価されていた。

エ 安心 16 県土保全の促進

「東日本大震災の教訓から、海岸保全施設や港湾施設において地震津波対策を講じる必要がある。」とともに、「放置艇数に対し保管施設が不足しているが、放置艇所有者の保管に対する意識の低さなどから、保管施設の収容率が 69%にとどまっているため、保管場所の確保と併せ、規制措置による施設への誘導が必要である。」と評価されていた。

オ 安心 18 地震防災対策の充実

道路・橋梁、港湾、河川、砂防、下水道等の公共土木施設や農業水利施設の地震対策の充実については、「平成 23 年度から、海岸保全施設について耐震性能調査を実施し、要対策箇所を選定した。要対策箇所は緊急度の高いところから更に詳細な調査を実施し、対策を進めている。」と評価されていた。

カ 安心 19 防犯・交通安全対策の推進による安全なまちづくり

港湾地区等における重点的な防犯活動の推進に対する評価結果は示されていなかった。

3 事業評価

「第 6 財務事務の執行状況」において、港湾課、伏木富山港の出先機関及び魚津港の出先機関が執行した事業を検証済みであることから、記載を省略する。

4 事業再評価

(1) 概要

今回、検証の対象としたのは、伏木富山港の海岸侵食対策事業である。事業再評価を行うにあたっては、国土交通省が策定した「海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）（平成 16 年 6 月）（以下「海岸事業分析指針」という。）」に基づき実施して

いるという回答があったため、以下では、海岸事業分析指針に基づき、事業再評価の妥当性につき検証を行う。

費用便益分析（B/C 分析）とは、事業投資によって整備される施設等がもたらす便益（貨幣換算した効果）と事業に投入される費用とを比較する分析である。すなわち、事業を実施した場合に想定される状況と事業を実施しなかった場合に想定される状況を基に、その事業を実施した場合の便益、費用を比較するものであり、便益を費用で除した値が 1 以上であれば、事業を実施するものとされる。

海岸侵食対策事業の場合、便益は侵食防止便益を算定することになる。侵食防止便益は、侵食が予想される地域（想定侵食地域）内の土地及び恒久的な施設である家屋、公共土木施設、公益事業等の償却資産を評価し、被害率を勘案して被害軽減額を代替法により算定するとされている。なお、侵食被害は土地の消失とともに構造物等の倒壊をもたらすことから被害率は 100% とされている。

平成 27 年度に実施された、伏木富山港の海岸侵食対策事業の便益の計算について、簡略化して示す。なお、当該事業は、平成元年度から執行されている。

- ・ 侵食が予想される地域（想定侵食地域）内の土地及び恒久的な施設である家屋、公共土木施設、公益事業等（以下、「想定侵食地域内資産等」という。）の直近評価額を集計し、その結果が 55,438 百万円である。
- ・ 将来にわたる便益、費用を算定するために、評価対象期間を設定する必要がある。評価対象期間は、基本的に事業が開始された時点から、施設の機能が失われるまでの期間とし、自然条件や地域特性等を総合的に勘案して、事業毎に設定する。ここで、海岸保全施設の供用期間の目安となる耐用年数は、一般にコンクリート構造物 50 年、水門等の機械類 30 年とされている³⁸。これらを踏まえ、原則として計算期間は「事業期間 +50 年（供用期間）」とされている。
- ・ 想定侵食地域内資産等の直近評価額を 50 で除し、年平均被害軽減額を算定すると、その結果は 1,108 百万円となる。
- ・ 年平均被害軽減額を算定した理由は、50 年もの長期間であるため、物価変動等の影響を加味して、50 年分の被害軽減額を算定する必要があることを根拠とする。年平均被害軽減額に物価変動等の影響を加味して、50 年分集計すると、17,408 百万円となり、これが当該事業から生じる便益となる。

³⁸ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条別表第 1 を参照。

- 当該事業の総事業費は 16,816 百万円と計算されていることから、B/C は、1.035 ($=17,408 \div 16,816$) と計算され、その結果が事業継続とする判断材料の 1 つとなった。

(2) 監査対象の抽出基準及び主な監査手続

ア 監査対象の抽出基準

費用便益分析が実施されていた港湾事業及び海岸事業を対象とした。以下では、母集団の中で、総事業費が最も大きい事業に対して実施した。監査手続及びその結果発見した問題点について記載する。

イ 主な監査手続

- 想定侵食地域の決定方法、想定侵食地域内資産等の直近評価額の集計結果及び物価変動等の影響を加味するための指標について、その計算シート及び基礎資料を閲覧した。

(3) 問題点の検討

想定侵食地域は、実地調査に基づいた汀線（海面と海浜の境界線）後退の程度を基に算定される。想定侵食地域の設定如何により、想定侵食地域内資産等の直近評価額が大きく変動するため、想定侵食地域の設定は重要と考える。

当該事業再評価における想定侵食地域の設定方法を質問したところ、当該事業の執行箇所で、海岸保全施設が全くなかった昭和 22 年から昭和 42 年までの 21 年間の汀線後退の程度を基に設定したことであった。

確かに、海岸保全施設が全く存在しない地域に対する事業の便益を算定する場合は、合理的な方法と解釈することもできよう。しかし、当該事業は、平成元年度から執行されており、海岸保全施設が部分供用されている。その結果、富山県土木部の測定結果によると、近年は汀線後退の程度が小さくなっているのである。また、海岸侵食は、以下の 7 つの要因で生じるとされており³⁹、かなり古いデータにより想定侵食地域を設定した場合、想定侵食地域の見積りを誤る可能性があることから、近年の汀線後退の状況を加味した想定侵食地域を設定すること等も検討の余地があると考えられる。

- 卓越沿岸漂砂⁴⁰の阻止に起因する海岸侵食
- 波の遮蔽域⁴¹形成に伴って周辺海岸で起こる海岸侵食

³⁹ 宇多高明『海岸侵食の実態と解決策』7 頁（山海堂 平成 16 年）を参照。

⁴⁰ 卓越沿岸漂砂とは、沿岸流によって海岸線を平行に移動する土砂の量が著しく多いこと、もしくは移動の程度が著しいことをいう。

⁴¹ 波の遮蔽域とは、波が遮られて静穏になる領域をいう。

- ・ 河川供給土砂量の減少によって伴う海岸侵食
- ・ 海砂採取に伴う海岸侵食
- ・ 侵食対策のための離岸堤建設に起因する周辺海岸の侵食
- ・ 保安林の過剰なる前進に伴う海浜地の喪失
- ・ 護岸の過剰な前出しに起因する砂浜の喪失

(意見 10)

事業再評価の際の想定侵食地域は、直近の状況を加味して設定する必要があると考えられる。例えば、当該事業の執行箇所における汀線の測定が平成 26 年に実施されている場合、汀線後退の程度を、平成 6 年から平成 26 年という 21 年間の汀線後退の程度を基に、想定侵食地域を設定すること等も検討の余地があると考えられる。

第 8 資産の管理

1 はじめに

本報告書の「第 5 港湾事業に関する各種計画」に記載したように、地方公共団体には、公共施設等総合管理計画や長寿命化計画等の策定が求められている。さらには、地方公会計制度の改革の一環として、固定資産台帳の整備が求められている。すなわち、地方公共団体が管轄する資産について、厳格な管理が求められているのである。富山県は、港湾事業に関する資産を管理する一手段として、港湾台帳等の資産管理台帳を整備している。

さらに、資産の管理に当たっては、現況の把握も重要であり、特に、遊休状態となっている資産に留意する。

そこで、資産の管理台帳を閲覧するだけでなく、資産の視察も行い、問題点の有無を検証する。

2 公有財産

地方公共団体は様々な事業を執行するために財産を取得するが、所有する財産のうち、以下に掲げるものを「公有財産」という（地方自治法第 238 条第 1 項）。

種類	具体的な内容
不動産	土地 建物、工作物及び立木等の土地の定着物
動産	船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機 不動産及び動産の従物 ⁴²
用益物権	地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
無体財産権	特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
有価証券	株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
出資による権利	出資金
財産の信託の受益権	土地や建物に設定した信託受益権

⁴² 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とするとされており（民法第 87 条第 1 項）、具体的には建物に附属する設備であるエアコン等が考えられる。

また、「公有財産」は、「行政財産」と「普通財産」に区分され（地方自治法第 238 条第 3 項）、そのそれぞれの内容は以下のとおりである（地方自治法第 238 条第 4 項）⁴³。

区分		意義	具体的な内容
行政 財産	公用 財産	行政活動を行う上で原則として行政内部の者（公務員等）が利用するもの	庁舎、議事堂等
	公共用 財産	一般住民等に利用が開放されているもの	道路、学校、公園、図書館、公民館等
普通 財産		行政財産以外の一切の公有財産	

したがって、港湾施設及び海岸保全施設は「公共用財産」に該当するものと考えられる。

3 地方公会計制度における固定資産台帳の整備

総務省が策定した「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 28 年 5 月改訂）」では、固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いが示されている。固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものである。固定資産は、1 年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要がある。

固定資産台帳の整備にあたっては、その記載対象となる資産は、現状でも公有財産台帳といった各種台帳で管理されているものもあるため、作業の効率化を図る観点から、一から同台帳を作成するのではなく、可能な限り既存の公有財産台帳等から得られる情報を整理することが考えられる。したがって、固定資産台帳を整備するにあたり、公有財産台帳等が正確に作成されていることが重要といえる。また、固定資産台帳の整備によって、共通のデータベースを整備することは、施設を管理運営する部局においても、全局的な施設とその機能の統合や再編成の優先度を決定する際にも非常に価値のある仕事の基盤整備になるという意見もあり⁴⁴、このことから

⁴³ 駒林良則=佐伯彰洋『地方自治法入門』213 頁（成文堂 平成 28 年）を参考に記載。

⁴⁴ 南学=松村俊英「老朽化と財政難への「経営」が試される 公共施設マネジメント（第 15 回）固定資産台帳と「総合管理計画」の接点」月刊地方財務平成 26 年 6 月号 186 頁（平成 26 年）。

すると、公有財産台帳等は、固定資産台帳を整備する年度だけなく、その後においても、正確に作成されていることが肝要と考えられる。

富山県では、公有財産を所管する場合、公有財産台帳等を作成する必要があるが（富山県財産管理規則第 24 条第 1 項）、港湾施設及び海岸保全施設については、公有財産台帳等の作成は不要とされている（富山県財産管理規則第 32 条）。港湾施設については、港湾台帳（港湾法第 49 条の 2 第 1 項、港湾法施行規則第 14 条第 2 項）が作成されており、海岸保全施設については、海岸保全区域台帳の一部として海岸保全施設調書（海岸法第 24 条第 1 項、海岸法施行規則第 8 条第 3 項）が作成されていることから、これらが、公有財産台帳等に代替しているものと考えられる。

4 資産管理台帳の整備状況

(1) 監査対象の抽出基準及び主な監査手続

- ・ 伏木富山港及び魚津港における、全ての港湾施設及び海岸保全施設に関する、港湾台帳及び海岸保全施設調書を閲覧し、必要に応じて作成担当者に質問した。特に、施設の建設終了年度及び事業費は、固定資産台帳を整備し、運用するにあたり、重要な情報と考えられるため、重点的に検証を行った。
- ・ 港湾台帳及び海岸保全施設調書の更新状況について、関連文書を閲覧し、必要に応じて担当者に質問を行った。

(2) 港湾台帳の閲覧結果

港湾台帳を閲覧した結果、以下の発見事項が検出された。

- ・ 建設終了年度が不明となっているもの・・・①
- ・ 事業費が不明となっているもの・・・②
- ・ 事業費が入力誤りとなっているもの・・・③
- ・ 複数施設を併せて整備している場合の施設ごとの事業費の配分が適切ではないもの・・・④
- ・ 港湾台帳と公有財産台帳が重複して作成されているもの・・・⑤
- ・ 港湾施設の写真がないもの・・・⑥

ア 港湾台帳の閲覧結果要約

港湾台帳の閲覧結果を要約すると、以下のとおりとなる。なお、特に発見事項がなかった港湾台帳については、記載を省略している。

(7) 伏木富山港（伏木地区）

図面番号	施 設 名	①	②	③	④	⑤	⑥
伏 1	伏木航路		×				
伏 1	1 号泊地		×				
伏 2	2 号泊地	×	×				
伏 3	3 号泊地	×	×				
伏 4	4 号泊地	×	×				
伏 8	8 号泊地	×	×				
伏 17	ドルフィン護岸	×	×				
伏 18	新島護岸	×	×				
伏 19	串岡護岸	×	×				
伏 20	矢田護岸	×	×				
伏 21	内川護岸	×	×				
伏 26	国分護岸	×	×				
伏 43	左岸 2 号さん橋		×				
伏 57	臨港道路 1 号線	×	×				
伏 58	臨港道路 2 号線	×	×				
伏 59	臨港道路 3 号線	×	×				
伏 60	ふ頭内道路 4 号線	×	×				
伏 61	臨港道路 5 号線	×	×				
伏 62	臨港道路 6 号線	×	×				
伏 66	臨港道路 10 号線	×	×				
伏 67	臨港道路 11 号線	×	×				
伏 68	臨港道路 12 号線	×	×				
伏 68-2	臨港道路 13 号線	×	×				
伏 68-3	臨港道路伏木万葉 1 号線		×				
伏 68-4	臨港道路伏木外港線						×
伏 80	右岸 1 号上屋						×
伏 95	右岸 6 号野積場				×		
伏 97	右岸 8 号野積場				×		

(イ) 伏木富山港（富山地区）

図面番号	施 設 名	①	②	③	④	⑤	⑥
富 5-4	岩瀬 3 号泊地		×				
富 10-2	牛島水門		×				
富 15	富岩運河護岸		×				
富 16	住友運河護岸		×				
富 18	岩瀬運河護岸	×	×				
富 28	1 号ドルフィン						×
富 29	2 号ドルフィン						×
富 30	3 号ドルフィン						×
富 91	岩瀬 1 号船揚場						×
富 53-8	ふ頭内道路岩瀬船だまり 2 号線						×
富 53-9	ふ頭内道路岩瀬船だまり 3 号線						×
富 53-10	ふ頭内道路岩瀬船だまり 4 号線						×
富 53-11	ふ頭内道路岩瀬船だまり 5 号線						×
富 54	富岩運河		×				
富 55	住友運河		×				
富 56	岩瀬運河		×				
富 94	岩瀬船だまり駐車場						×
富 92-1	岩瀬 1 号荷さばき地						×
富 92-2	岩瀬 2 号荷さばき地						×
富 66	1 号野積場				×		×
富 67	2 号野積場			×			×
富 68	3 号野積場						×
富 69	4 号野積場						×
富 70	5 号野積場						×
富 71	6 号野積場						×
富 72	7 号野積場						×
富 73	8 号野積場						×
富 74	9 号野積場						×
富 75	10 号野積場						×
富 76	11 号野積場						×
富 77	12 号野積場						×
富 78	13 号野積場						×

図面番号	施 設 名	①	②	③	④	⑤	⑥
富 78-8	14 号野積場						×
富 97	15 号野積場						×
富 98	16 号野積場						×
富 78-2	岩瀬 1 号野積場						×
富 78-3	岩瀬 2 号野積場						×
富 78-4	岩瀬 3 号野積場						×
富 78-5	岩瀬 4 号野積場						×
富 78-6	岩瀬 5 号野積場						×
富 78-7	岩瀬 6 号野積場						×
富 79	富岩運河貯木場		×				
富 81-2	米田水面貯木場		×				
富 87	富山港防災資機材倉庫						×

(ウ) 伏木富山港（新湊地区）

図面番号	施 設 名	①	②	③	④	⑤	⑥
新 8-2	堀岡泊地	×	×				
新 88	新湊マリーナ泊地	×	×				
新 88-2	海老江船だまり泊地	×	×				
新 62	中野整理場	×	×				×
新 64	内川整理場	×	×				×
新 10	新湊東内防波堤	×	×				
新 13	石丸護岸	×	×				
新 14	放生津護岸	×	×				
新 15	越の潟発着場護岸		×				
新 16	堀岡発着場護岸	×	×				
新 24	東水路先端護岸	×	×				
新 25	南水路護岸	×	×				
新 25-3	新湊東内防波堤取付護岸	×	×				
新 44	越の潟物揚場		×				
新 45	越の潟発着場		×				
新 46	堀岡発着場		×				
新 97	海老江船だまり物揚場		×				
新 83	堀岡船だまり船揚場	×	×				×
新 85	新湊マリーナ船揚場						×
新 98	海老江船だまり船揚場						×
新 48	臨港道路西線	×	×				×
新 49	ふ頭内道路 1 号線						×
新 50	ふ頭内道路 2 号線						×
新 51	ふ頭内道路 3 号線						×
新 52	ふ頭内道路 4 号線						×
新 53	ふ頭内道路 5 号線						×
新 54	ふ頭内道路 6 号線						×
新 55	ふ頭内道路 7 号線						×
新 55-2	臨港道路南 1 号線						×
新 55-3	臨港道路南 2 号線						×
新 55-4	臨港道路南 3 号線						×
新 55-5	ふ頭内道路南 4 号線						×

図面番号	施 設 名	①	②	③	④	⑤	⑥
新 56	臨港道路堀岡 1 号線	×	×				×
新 90	臨港道路堀岡線	×	×				×
新 57	臨港道路越の潟線						×
新 57-3	ふ頭内道路東 1 号線						×
新 57-4	ふ頭内道路東 2 号線						×
新 57-5	ふ頭内道路南 1 号線						×
新 57-6	ふ頭内道路南 2 号線						×
新 57-7	ふ頭内道路南 3 号線						×
新 57-8	臨港道路富山新港東西線						×
新 57-9	ふ頭内道路中野線						×
新 57-10	臨港道路北線						×
新 57-11	臨港道路堀岡船だまり線						×
新 57-15	ふ頭内道路堀岡船だまり線						×
新 57-12	臨港道路西埋立 1 号線						×
新 57-16	臨港道路西埋立 2 号線						×
新 57-13	臨港道路マリーナ線						×
新 57-14	臨港道路海老江船だまり線						×
新 57-17	緑地内道路元気の森公園線	×	×				×
新 57-18	緑地内道路マリーナ線						×
新 80	少童橋	×	×				×
新 81	石丸橋	×	×				×
新 81-2	新港大橋						×
新 81-4	新鍛治川橋		×				
新 81-5	東部 2 号橋		×				
新 81-6	新湊大橋			×			×
新 59	1 号クレーン						×
新 60	2 号クレーン						×
新 60-3	多目的橋形クレーン						×
新 60-4	コンテナ専用クレーン 1 号機						×
新 60-5	コンテナ専用クレーン 2 号機						×
新 99	北ふ頭荷さばき地						×
新 99-2	海老江荷さばき地						×
新 64-2	新堀整理場						×
新 65	1 号野積場						×

図面番号	施 設 名	①	②	③	④	⑤	⑥
新 66	2 号野積場						×
新 67	3 号野積場						×
新 68	4 号野積場						×
新 69	5 号野積場						×
新 70	6 号野積場						×
新 71	7 号野積場						×
新 72	8 号野積場						×
新 73	9 号野積場						×
新 73-2	東 1 号野積場						×
新 100	北ふ頭コンテナヤード						×
新 73-3	北 2 号野積場						×
新 73-4	堀岡船だまり野積場						×
新 74	第 1 水面貯木場	×	×				×
新 74-2	新堀陸上貯木場		×				×
新 100-2	北ふ頭コンテナ用電源	×	×				×
新 95	新湊マリーナ給水施設						×
新 93	新湊マリーナ給油施設						×
新 94	新湊マリーナ修理ヤード						×
新 86	新湊マリーナ艇庫						×
新 91	新湊マリーナ艇置場						×
新 92	新湊マリーナ上下架施設						×
新 101	新湊マリーナ緑地						×
新 101-2	海老江船だまり線緑地						×
新 103	富山新港元気の森公園パーゴルフ場						×
新 104	富山新港元気の森公園緑地						×
新 105	東埋立緑地						×
新 106	北ふ頭緑地						×
新 106-2	野鳥園						×
新 87-1	新湊マリーナ管理棟						×
新 87-2	新湊マリーナ車庫						×
新 87-3	新湊マリーナ詰所						×
新 102	コンテナターミナル管理棟						×
新 76	日本海			×		×	
新 77	らいちょう			×		×	

(一) 魚津港

図面番号	施 設 名	①	②	③	④	⑤	⑥
魚 4	北防波堤		×				
魚 5	南防波堤		×				
魚 6-1	第 1 防波堤	×	×				
魚 6-2	第 2 防波堤	×	×				
魚 8	南防波堤	×	×				
魚 29-3	緑地護岸			×			
魚 11-2	1 号護岸	×	×				
魚 11-3	2 号護岸	×	×				
魚 27	角川尻護岸	×	×				
魚 30	1 号船揚場護岸	×	×				
魚 13	3 号岸壁				×		
魚 14	4 号岸壁				×		
魚 16	5 号物揚場				×		
魚 17	6 号物揚場				×		
魚 18	7 号物揚場		×				
魚 18-2	8 号物揚場	×	×				
魚 23-2	ふ頭内道路 1 号線				×		
魚 23-3	ふ頭内道路 2 号線				×		
魚 24-2	ふ頭内道路南 1 号線	×	×				
魚 24-3	ふ頭内道路南 2 号線	×	×				
魚 24-4	ふ頭内道路南 3 号線	×	×				
魚 24-9	1 号荷さばき地	×	×				
魚 24-10	2 号荷さばき地					×	
魚 24-11	3 号荷さばき地					×	
魚 24-5	1 号荷さばき地	×	×				
魚 24-6	2 号荷さばき地	×	×				×
魚 24-7	3 号荷さばき地	×	×				×
魚 24-8	4 号荷さばき地	×	×				×
魚 28	南地区上屋	×	×				
魚 35	南緑地		×				×
魚 36	諏訪町緑地	×	×				×

以下で、各発見事項の内容について説明する。

イ 建設終了年度が不明となっているもの

(意見 11)

建設終了年度が不明であれば、港湾施設の耐用年数が不明確になる。ただし、建設終了年度が不明なものの中には、昭和 25 年に港湾法が制定される以前に整備された港湾施設が含まれている。さらに、「大規模な修繕」⁴⁵を行った結果、耐用年数が実質的に延長されている港湾施設も含まれている可能性があり、そのような場合にまで、不明な建設終了年度を明らかにする意義は見出し難いのも事実である。

そこで、「大規模な修繕」の内容を定義し、「大規模な修繕」を行った港湾施設については、「大規模な修繕」を実施した年度を参考情報として記載しておくことも有用と考えられる。

ウ 事業費が不明となっているもの

(意見 12)

事業費が不明であれば、港湾施設の取得価額が不明確になる。ただし、事業費が不明なものの中には、現在と物価水準が大幅に異なる時期に取得されたものも含まれている可能性があり、そのような場合にまで、不明な事業費を正確に算定する意義は見出し難いのも事実である。

なお、港湾課は、固定資産台帳の整備にあたり、港湾台帳上、事業費が不明なものや建設から 30 年以上経過したものについては、類似する施設の平均値や積算から再調達価格の原単位を決めたとのことである。そこで、当該情報を参考情報として記載しておくことも有用と考えられる。

エ 事業費が入力誤りとなっていたもの

(意見 13)

通常の予算規模や他の資料から得られる情報等から勘案して、事業費に入力誤りがあると考えられたものである。なお、当該入力誤りについては、すべて修正されている。数百件作成された港湾台帳のうち、事業費が入力誤りとなっていたものは、僅かに 4 件にすぎないことから、軽微な誤りであると判断できるが、今後、事業費の入力誤りを発生させないよう留意する必要があると考えられる。

⁴⁵ 例えば、建築基準法第 2 条第 14 号では、「大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。」とされており、「大規模な修繕」の定義を検討するうえで、参考となるものと考えられる。

オ 複数施設を併せて整備している場合の施設ごとの事業費の配分が適切ではないもの

(意見 14)

港湾台帳には、港湾施設の敷地面積等が記載されているが、建設終了年度や敷地面積等から勘査して、同額になるはずのない港湾施設が、複数同額になっていたことから、施設ごとの事業費の配分が適切ではないと考えられるものである。港湾課によると、併せて整備した複数施設の全体の事業費を施設数で除して、それぞれの港湾台帳に記載したものということである。

このような場合の事業費の配分に関する明確な規則はないが、事業費の内容を再調査し、全体の事業費を敷地面積比等で按分して、各施設の事業費を算定する等の修正を行う必要があると考えられる。

カ 港湾台帳と公有財産台帳が重複して作成されていたもの

(意見 15)

伏木富山港（新湊地区）における、引船について、港湾台帳と公有財産台帳が重複して作成されていた。引船は、船舶の離着岸を補助するための船舶であるから、港湾役務提供用移動施設（港湾法第 2 条第 5 項第 13 号）に該当する。したがって、港湾台帳を作成するだけで十分であるはずであり、余分な台帳が作成されている状況にあった。

また、港湾台帳の事業費と公有財産台帳の取得価格が異なっていたが、港湾課がいずれの金額が適切な数値か再調査した結果、公有財産台帳の取得価格が適切であることが確かめられた。

これを受けて監査人は、港湾台帳の事業費が、現場事務所の監査時に入手した公有財産台帳の取得価格に修正されていることを確かめた。今後は、港湾台帳と公有財産台帳が重複して作成されないよう留意する必要があると考えられる。

キ 港湾施設の写真がないもの

(意見 16)

港湾台帳通査の結果、大半は写真が添付されていたが、一部写真が添付されていないものがあった。港湾台帳には、写真の添付は必須ではないが、定期的にパトロールを行っているのであるから、パトロールの際に、写真撮影を行い、港湾台帳に添付していく等の方法により、写真を添付し、撮影した日付も記録することによって、港湾施設に係る情報が一元管理できる体制に近づけることも有用であると考えられる。

(3) 海岸保全施設調書の閲覧結果

(意見 17)

公有財産台帳は、その種類に基づき、富山県財産管理規則の様式第5号から第5号の9に基づき作成する必要がある（富山県財産管理規則第24条第1項第1号）。海岸保全施設は、工作物に該当するものと考えられる。一方で、海岸保全施設については、公有財産台帳等の作成は不要とされており（富山県財産管理規則第32条）、その代替として海岸保全施設調書（海岸法第24条第1項、海岸法施行規則第8条第3項）が作成されている。

したがって、海岸保全施設調書には、富山県財産管理規則の様式第5号の4に基づき作成した公有財産台帳と同程度の情報を最低限記載する必要があるものと考えられる。以下に、様式第5号の4を示す。

様式第5号の4(工作物)

しかし、海岸保全施設調書を閲覧したところ、海岸保全施設の種類及び竣工年月日の記載はあるが、事業費の記載がなかった。これは、海岸法施行規則の別記様式第八で事業費の記載が求められていないことが原因と考えられるが、公有財產台帳の代替とするのであれば、記載欄を追加するなどして、海岸保全施設に関する事業費が明確に判明するよう、情報の一元管理を行うことが有用である。

(4) 港湾台帳の整備について

港湾課は、毎年度、高岡土木センター、新川土木センター、富山新港管理局、伏木港事務所及び富山港事務所の出先機関に対し、「港湾台帳の適切な整備について」という確認依頼を行っている。直近では、平成 28 年 5 月に実施されている。作業の流れは以下のとおりである。

- ・ 最新の港湾台帳と「港湾施設の概要について」(昭和 50 年 6 月 20 日富山県告示第 727 号)の一覧表の電子データが指定フォルダに保存されている。
- ・ 港湾台帳を追加・修正する場合は、追加・修正箇所がわかるように、赤字等で修正する。なお、修正したファイルは、修正ファイル保存用のフォルダが用意されているので、そこへ保存する。
- ・ 港湾台帳の記載内容は、「港湾台帳のしおり」及び「港湾台帳調製要領」に基づき記載されているか、記載すべき内容に不備がないかどうか確認するとされている。
- ・ 港湾台帳に図面等の添付書類が添付されているかどうか確認するとされている。
- ・ 「港湾施設の概要について」(昭和 50 年 6 月 20 日富山県告示第 727 号)の一覧表と港湾台帳の記載内容(施設名、施設概要)が一致しているかどうか確認するとされている。

以上の結果、各出先機関では修正作業を行い、監査の時点では特に修正事項はないものとされていた。

(意見 18)

『港湾台帳のしおり』及び『港湾台帳調製要領』に基づき」とあるが、作業指示が抽象的であることから、実効性が認められない。「4 資産管理台帳の整備状況 (2) 港湾台帳の閲覧結果」における意見を参考に、港湾台帳に誤った情報が記載されていた場合、適時に更新する目的を果たすため、例えば以下のように具体的なチェックリストを作成して作業指示を行う必要があると考えられる。

- ・ 建設終了年度が不明となっていないかどうか
- ・ 事業費が不明となっていないかどうか
- ・ 事業費が入力誤りとなっていないかどうか
- ・ 複数施設を併せて整備している場合、施設ごとの事業費の配分が適切かどうか
- ・ 港湾台帳と公有財産台帳が重複して作成されていないかどうか
- ・ 港湾施設の写真があるかどうか

5 港湾施設及び海岸保全施設の状況

(1) 監査対象の抽出基準及び主な監査手続

ア 監査対象の抽出基準

遊休状態となっている可能性がある港湾施設を抽出した。抽出方法は、主な監査手続に記載した。

イ 主な監査手続

- ・ 伏木富山港の各地区及び魚津港の管内図を入手し、港湾施設及び海岸保全施設の概要を把握した。
- ・ 港湾台帳及び海岸保全施設調書をすべて閲覧し、事業年度及び事業費等の情報を把握した。
- ・ 出先機関担当者への質問、港湾施設使用料の状況や貨物量の推移等から、最近輸入が減少している原木の荷さばきや保管に使用するための整理場及び貯木場が遊休となっている可能性があると判断した。
- ・ また、港湾施設使用料の状況や使用申請の内容に問題がある野積場についても、使用状況を把握することが有用と判断したため、野積場も抽出対象とした。
- ・ 上屋については、港湾施設使用料の状況に問題はなかったが、使用状況を把握することが有用と判断したため、上屋も抽出対象とした。
- ・ 以上の結果、現場視察は、整理場、貯木場、野積場及び上屋の全箇所を対象とした。
- ・ 現場視察においては、施設の使用状況を把握し、必要に応じて写真撮影を行った。
- ・ 監査の進捗状況に応じて、必要となった情報を再確認する等の目的で、現場視察を複数回実施した。
- ・ 隣接していたり、近隣に点在していたりする施設の場合、一括して現場視察の結果を記載した。

(2) 整理場及び貯木場

ア 伏木富山港（伏木地区）

（ア）吉久整理場

吉久整理場は、現在、整理場として全く使用されておらず、プレジャーポートが係留されている。詳細は本報告書の「第8 資産の管理 7 港湾施設及び海岸保全施設における放置艇対策」において記載する。

イ 伏木富山港（富山地区）

(7) 富岩運河整理場等

名称	富岩運河整理場	富岩運河貯木場
図面番号	富 61	富 79
建設終了年度	昭和 9 年度	昭和 9 年度
敷地面積	34,593 m ²	49,866 m ²
事業費	不明	不明

富岩運河内にある整理場及び貯木場であり、港湾施設としては、富岩運河整理場及び富岩運河貯木場に分かれている。富岩運河整理場は、富山市千原崎から興人町、中島地先にわたり、富岩運河貯木場は、富山市興人町地先から湊入船町地先にわたり存在する。これらは、以前輸入原木等の木材の荷さばき施設や保管施設として使用されていたが、近年、原木の輸入量が著しく減少したため、全く使用されていない状況である。



富岩運河整理場（平成 28 年 10 月 11 日撮影）

(イ) 上野新整理場

名称	上野新整理場
図面番号	富 65-3
建設終了年度	昭和 51 年度
敷地面積	24,177 m ²
事業費	102,152 千円

富岩運河沿いの富山市上野新にある整理場である。鋼材の荷さばき施設として使用されている。ただし、港湾施設使用料収入ではなく、それよりも割安な占用料収入を得ている状況である。そのため、使用料実績割合が著しく低いものと考えられる。



(平成 28 年 10 月 11 日撮影)

(ウ) 米田水面整理場等

名称	米田水面整理場	米田第 1 整理場
図面番号	富 63	富 64
建設終了年度	昭和 18 年度	昭和 45 年度
敷地面積	20,460 m ²	4,400 m ²
事業費	不明	225,548 千円

名称	米田第 2 整理場	米田第 3 整理場
図面番号	富 65	富 65-2
建設終了年度	昭和 48 年度	昭和 50 年度
敷地面積	7,358 m ²	1,800 m ²
事業費	50,560 千円	11,660 千円

名称	新米田貯木場	米田水面貯木場
図面番号	富 81	富 81-2
建設終了年度	昭和 50 年度	昭和 9 年度
敷地面積	17,033 m ²	16,100 m ²
事業費	131,652 千円	不明

富山市米田、蓮町地先、蓮町及び犬島にわたり存在する整理場及び貯木場である。これらは、以前輸入原木等の木材の荷さばき施設や保管施設として使用されていたが、近年、原木の輸入量が著しく減少したため、全く使用されていない状況である。



米田第3整理場（平成28年10月11日撮影）

(イ) 意見

(意見 19)

上野新整理場は、占用料収入を得ているが、使用料実績割合が著しく低い状況にあるものと考えられる。今後、他の施設で、港湾施設使用料収入ではなく別の名目で収入を得る場合は、得ようとしている収入金額と年間最大使用料を比較検討して、使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

(意見 20)

上野新整理場以外の整理場及び貯木場は、遊休となっている。一部の施設は今後の活用について検討を行っていることであるが、他の施設についても今後の使用可能性について検討を行う必要があると考えられる。

ウ 伏木富山港（新湊地区）

(7) 中野整理場

名称	中野整理場
図面番号	新 62
建設終了年度	不明
敷地面積	200,000 m ²
事業費	不明

射水市七美中野地先にある水面整理場である。以前輸入原木等の木材の荷さばき施設や保管施設として使用されていたが、近年、原本の輸入量が著しく減少したため、木材の整理場としての使用は少なくなっている。現場視察の結果は、以下のとおりである。



(平成 28 年 9 月 1 日撮影)

(イ) 石丸整理場

名称	石丸整理場
図面番号	新 63
建設終了年度	昭和 48 年度
敷地面積	12,285 m ²
事業費	190,919 千円

高岡市堀岡又新から射水市二の丸町にわたり存在する整理場である。大量のスクラップが保管されている。現場視察の結果は、以下のとおりである。



(平成 29 年 1 月 10 日撮影)

(ウ) 内川整理場

名称	内川整理場
図面番号	新 64
建設終了年度	不明
敷地面積	8,391 m ²
事業費	不明

射水市二の丸町、八幡町から高岡市堀岡又新地先にわたり存在する整理場である。以前輸入原木等の木材の荷さばき施設や保管施設として使用されていたが、近年、原木の輸入量が著しく減少したため、木材の整理場としての使用は全くくなっている。現場観察の結果は、以下のとおりである。



(平成 29 年 1 月 10 日撮影)

(イ) 新堀整理場等

名称	新堀整理場	新堀陸上貯木場
図面番号	新 64-2	新 74-2
建設終了年度	昭和 62 年度	昭和 62 年度
敷地面積	24,940 m ²	37,634 m ²
事業費	387,589 千円	不明

射水市新堀にある整理場及び貯木場である。当該施設は、輸入原木等の木材の荷さばき施設や保管施設として使用されている。現場観察の結果は、以下のとおりである。



新堀陸上貯木場（平成 29 年 1 月 10 日撮影）

(才) 第 1 水面貯木場

名称	第 1 水面貯木場
図面番号	新 74
建設終了年度	不明
敷地面積	132,623 m ²
事業費	不明

高岡市石丸、姫野、堀岡又新地先から射水市八幡町地先にわたり存在する水面貯木場である。近年、原木の輸入量が著しく減少し、使用される頻度は低くなっている。現場観察の結果は、以下のとおりである。



(平成 28 年 9 月 1 日撮影)

(カ) 意見

(意見 21)

内川整理場は、整理場として使用されておらず、遊休となっている。今後の使用可能性について検討を行う必要があると考えられる。

(意見 22)

内川整理場以外の整理場及び貯木場については、平成 27 年度において港湾施設使用料収入を得ている。ただし、このうち、石丸整理場以外の整理場及び貯木場については、平成 27 年度において使用料実績割合が著しく低い状況であり、使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

工 魚津港

魚津港には、整理場及び貯木場がない。

(3) 野積場

ア 伏木富山港（伏木地区）

(7) 左岸 1 号野積場

名称	左岸 1 号野積場
図面番号	伏 85
建設終了年度	昭和 40 年度
敷地面積	1,032 m ²
事業費	13,463 千円

高岡市伏木湊町にある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を全く得ておらず、現場観察時には、貨物が置かれていなかった。



(平成 29 年 2 月 28 日撮影)

(イ) 左岸 2 号野積場等

名称	左岸 2 号野積場	左岸 4 号野積場
図面番号	伏 86	伏 88
建設終了年度	昭和 60 年度	昭和 39 年度
敷地面積	8,258 m ²	1,747 m ²
事業費	47,700 千円	5,594 千円

名称	左岸 6 号野積場
図面番号	伏 89-1
建設終了年度	平成 19 年度
敷地面積	3,150 m ²
事業費	10,592 千円

高岡市伏木湊町にある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。なお、これらの野積場は隣接している。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を得ており、現場観察の結果、貨物が置かれていた。



左岸 4 号野積場（平成 29 年 1 月 11 日撮影）

(ウ) 左岸 3 号野積場

名称	左岸 3 号野積場
図面番号	伏 87
建設終了年度	昭和 40 年度
敷地面積	2,476 m ²
事業費	10,932 千円

高岡市伏木湊町にある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を得ており、現場視察の結果、駐車場として使用されているかのような印象を受けた。



(平成 29 年 1 月 11 日撮影)

(イ) 左岸 5 号野積場

名称	左岸 5 号野積場
図面番号	伏 89
建設終了年度	昭和 44 年度
敷地面積	4,402 m ²
事業費	11,782 千円

高岡市伏木 2 丁目にある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を全く得ておらず、現場観察時には、貨物が置かれていなかった。



(平成 29 年 1 月 11 日撮影)

(才) 右岸 1 号野積場等

名称	右岸 1 号野積場	右岸 2 号野積場
図面番号	伏 90	伏 91
建設終了年度	昭和 50 年度	昭和 50 年度
敷地面積	1,100 m ²	3,659 m ²
事業費	15,871 千円	22,672 千円

名称	右岸 3 号野積場	右岸 4 号野積場
図面番号	伏 92	伏 93
建設終了年度	昭和 50 年度	昭和 50 年度
敷地面積	1,034 m ²	1,016 m ²
事業費	6,407 千円	6,296 千円

名称	右岸 13 号野積場
図面番号	伏 107
建設終了年度	平成 12 年度
敷地面積	1,620 m ²
事業費	3,820 千円

右岸 1 号野積場から右岸 4 号野積場までの 4 か所は、射水市庄西町 1 丁目にある野積場であり、右岸 13 号野積場は、射水市庄西町 2 丁目にある野積場である。これらの野積場は距離が近い場所に点在しており、路盤材スラグ及び木材の保管に使用されている。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を得ており、現場視察の結果、貨物が置かれていた。



右岸 13 号野積場（平成 29 年 1 月 11 日撮影）

(カ) 右岸 5 号野積場等

名称	右岸 5 号野積場	右岸 6 号野積場
図面番号	伏 94	伏 95
建設終了年度	昭和 41 年度	昭和 41 年度
敷地面積	994 m ²	657 m ²
事業費	3,200 千円	2,628 千円

名称	右岸 7 号野積場	右岸 8 号野積場
図面番号	伏 96	伏 97
建設終了年度	昭和 41 年度	昭和 41 年度
敷地面積	527 m ²	758 m ²
事業費	1,581 千円	2,628 千円

射水市庄西町 2 丁目にある野積場である。これらの野積場は距離が近い場所に点在しており、砂利及び砂の保管に使用されている。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を得ていたが、現場視察の結果、貨物が置かれていたなかった。



右岸 8 号野積場（平成 29 年 3 月 10 日撮影）

(†) 右岸 9 号野積場

名称	右岸 9 号野積場
図面番号	伏 98
建設終了年度	昭和 49 年度
敷地面積	5,178 m ²
事業費	34,352 千円

高岡市庄西町 2 丁目にある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を全く得ておらず、現場視察時には、貨物が置かれていなかった。



(平成 29 年 1 月 11 日撮影)

(イ) 右岸 10 号野積場

名称	右岸 10 号野積場
図面番号	伏 99
建設終了年度	昭和 50 年度
敷地面積	1,589 m ²
事業費	8,363 千円

高岡市吉久 1 丁目にある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を得ていたが、現場視察時には、貨物が置かれていなかった。



(平成 29 年 1 月 11 日撮影)

(ヶ) 右岸 11 号野積場等

名称	右岸 11 号野積場	右岸 12 号野積場
図面番号	伏 100	伏 101
建設終了年度	昭和 42 年度	昭和 49 年度
敷地面積	1,813 m ²	5,724 m ²
事業費	4,982 千円	17,000 千円

高岡市吉久 1 丁目にある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。なお、これらの野積場は隣接している。平成 27 年度においては、港湾施設使用料を全く得ておらず、現場視察時には、貨物が置かれていなかった。



右岸 12 号野積場（平成 29 年 1 月 11 日撮影）

(2) 万葉 1 号野積場等

名称	万葉 1 号野積場	万葉 2 号野積場
図面番号	伏 101-1	伏 101-2
建設終了年度	平成 10 年度	平成 10 年度
敷地面積	3,450 m ²	5,700 m ²
事業費	71,000 千円	117,000 千円

名称	万葉 3 号野積場	万葉 4 号野積場
図面番号	伏 101-3	伏 101-4
建設終了年度	平成 17 年度	平成 17 年度
敷地面積	31,000 m ²	53,768 m ²
事業費	915,000 千円	283,000 千円

高岡市伏木万葉ふ頭にある野積場であり、中古車、金属くず、原塩、石灰、鉄鋼等様々な貨物が保管されている。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を得ており、現場視察の結果、貨物が置かれていた。



万葉 1 号野積場（平成 29 年 1 月 11 日撮影）

(†) 意見

(意見 23)

左岸 1 号野積場、左岸 4 号野積場、左岸 5 号野積場及び左岸 6 号野積場、並びに右岸 2 号野積場、右岸 3 号野積場、右岸 5 号野積場、右岸 6 号野積場、右岸 9 号野積場、右岸 11 号野積場及び右岸 12 号野積場は、野積場として使用されておらず、遊休となっている。今後の使用可能性について検討を行う必要があると考えられる。

(意見 24)

平成 27 年度において港湾施設使用料収入を得ている野積場のうち、右岸 1 号野積場及び右岸 7 号野積場以外の野積場については、平成 27 年度において使用料実績割合が著しく低い状況であり、使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

(意見 25)

現場視察の結果、左岸 3 号野積場が駐車場として使用されているかのような印象を受けた。港湾法第 2 条第 5 項における港湾施設の定義では、臨港交通施設の 1 つとして、駐車場が挙げられているが、今後野積場として使用される見込みがないのであれば、用途変更を検討する必要があると考えられる。

イ 伏木富山港（富山地区）

(7) 1 号野積場

名称	1 号野積場
図面番号	富 66
建設終了年度	昭和 46 年度
敷地面積	1,726 m ²
事業費	69,786 千円

富山市東岩瀬町海岸通りにある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。平成 27 年度においては、港湾施設使用料を得ていたが、現場観察の結果、貨物が置かれていなかった。



(平成 29 年 1 月 10 日撮影)

(イ) 2 号野積場

名称	2 号野積場
図面番号	富 67
建設終了年度	昭和 46 年度
敷地面積	4,650 m ²
事業費	69,786 千円

富山市東岩瀬町海岸通りにある野積場であり、中古車の保管に使用されている。現在は、一部工事中である。



(平成 28 年 10 月 11 日撮影)

(b) 3 号野積場等

名称	3 号野積場	4 号野積場
図面番号	富 68	富 69
建設終了年度	昭和 46 年度	平成元年度
敷地面積	1,733 m ²	10,074 m ²
事業費	26,000 千円	27,750 千円

名称	5 号野積場	6 号野積場
図面番号	富 70	富 71
建設終了年度	平成元年度	昭和 46 年度
敷地面積	3,428 m ²	4,358 m ²
事業費	27,850 千円	68,000 千円

名称	7 号野積場
図面番号	富 72
建設終了年度	平成元年度
敷地面積	9,458 m ²
事業費	28,850 千円

富山市東岩瀬町海岸通りにある野積場であり、これらの野積場は隣接している。主にスクラップ及び中古車の保管に使用されている。



4 号野積場（平成 28 年 10 月 11 日撮影）

(Ⅰ) 8 号野積場等

名称	8 号野積場	9 号野積場
図面番号	富 73	富 74
建設終了年度	昭和 46 年度	昭和 46 年度
敷地面積	12,030 m ²	14,100 m ²
事業費	180,543 千円	211,610 千円

名称	10 号野積場
図面番号	富 75
建設終了年度	昭和 47 年度
敷地面積	8,274 m ²
事業費	45,000 千円

富山市草島にある野積場であり、これらの野積場は隣接している。主に製材、スクラップ及び原木の保管に使用されている。



9号野積場（平成 28 年 10 月 11 日撮影）

(才) 11 号野積場等

名称	11 号野積場	12 号野積場
図面番号	富 76	富 77
建設終了年度	昭和 46 年度	昭和 46 年度
敷地面積	8,920 m ²	3,345 m ²
事業費	133,800 千円	50,175 千円

富山市草島にある野積場であり、これらの野積場は隣接している。主にオイ
ルコークスの保管に使用されている。



11 号野積場（平成 28 年 10 月 11 日撮影）

(カ) 13 号野積場

名称	13 号野積場
図面番号	富 78
建設終了年度	昭和 46 年度
敷地面積	9,440 m ²
事業費	141,600 千円

富山市千原崎にある野積場であり、中古車の保管に使用されている。



(平成 28 年 10 月 11 日撮影)

(†) 14 号野積場等

名称	14 号野積場	15 号野積場
図面番号	富 78-8	富 97
建設終了年度	平成元年度	平成 17 年度
敷地面積	10,958 m ²	4,235 m ²
事業費	101,600 千円	10,200 千円

富山市岩瀬諫訪町にある野積場であり、これらの野積場は隣接している。中古車の保管に使用されている。



14 号野積場（平成 28 年 10 月 11 日撮影）

(々) 16 号野積場

名称	16 号野積場
図面番号	富 98
建設終了年度	平成 18 年度
敷地面積	579 m ²
事業費	8,685 千円

富山市東岩瀬町海岸通りにある野積場であり、スクラップの保管に使用されている。



(平成 29 年 2 月 28 日撮影)

(b) 岩瀬 1 号野積場等

名称	岩瀬 1 号野積場	岩瀬 2 号野積場
図面番号	富 78-2	富 78-3
建設終了年度	昭和 63 年度	昭和 63 年度
敷地面積	3,080 m ²	1,156 m ²
事業費	6,160 千円	2,774 千円

名称	岩瀬 3 号野積場	岩瀬 4 号野積場
図面番号	富 78-4	富 78-5
建設終了年度	昭和 63 年度	昭和 63 年度
敷地面積	1,236 m ²	4,452 m ²
事業費	3,090 千円	11,130 千円

名称	岩瀬 5 号野積場	岩瀬 6 号野積場
図面番号	富 78-6	富 78-7
建設終了年度	平成 4 年度	平成 4 年度
敷地面積	2,425 m ²	5,986 m ²
事業費	60,625 千円	149,650 千円

富山市岩瀬諏訪町から岩瀬天神町にまたがる野積場であり、これらの野積場は隣接している。漁業用として使用されており、条例に基づき港湾施設使用料を免除しているということであった。



岩瀬 3 号野積場（平成 28 年 10 月 11 日撮影）

(2) 意見

(意見 26)

平成 27 年度において港湾施設使用料収入を得ている野積場のうち、3 号野積場以外の野積場については、平成 27 年度において使用料実績割合が著しく低い状況であり、現場視察における印象と、港湾施設使用料収入の実績との間に乖離があるという印象を受ける。使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

ウ 伏木富山港（新湊地区）

(7) 1 号野積場等

名称	1 号野積場	2 号野積場
図面番号	新 65	新 66
建設終了年度	昭和 46 年度	昭和 51 年度
敷地面積	30,367 m ²	16,293 m ²
事業費	136,855 千円	50,460 千円

名称	3 号野積場	4 号野積場
図面番号	新 67	新 68
建設終了年度	昭和 52 年度	昭和 46 年度
敷地面積	16,361 m ²	15,475 m ²
事業費	50,671 千円	46,479 千円

名称	5 号野積場	6 号野積場
図面番号	新 69	新 70
建設終了年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度
敷地面積	12,870 m ²	12,473 m ²
事業費	43,088 千円	43,196 千円

名称	7 号野積場	8 号野積場
図面番号	新 71	新 72
建設終了年度	昭和 49 年度	昭和 48 年度
敷地面積	12,600 m ²	8,220 m ²
事業費	43,636 千円	19,728 千円

高岡市石丸から射水市奈呉の江にまたがる野積場であり、これらの野積場は隣接している。石炭、マンガン、クローム、工業塩、木材チップ、アルミニングット及びオイルコークス等様々な貨物が保管されている。



5 号野積場（平成 29 年 1 月 10 日撮影）

(イ) 9 号野積場

名称	9 号野積場
図面番号	新 73
建設終了年度	平成 2 年度
敷地面積	34,639 m ²
事業費	376,733 千円

射水市奈呉の江にある野積場である。木材チップ及びオイルコークスが保管されている。なお、本報告書の「第 6 財務事務の執行状況」においても言及している港湾施設であり、その内容も併せて参照されたい。



(平成 29 年 1 月 10 日撮影)

(b) 東 1 号野積場

名称	東 1 号野積場
図面番号	新 73-2
建設終了年度	昭和 54 年度
敷地面積	13,170 m ²
事業費	119,000 千円

射水市新堀にある野積場である。材木が保管されている。



(平成 29 年 2 月 8 日撮影)

(Ⅰ) 北 2 号野積場等

名称	北 2 号野積場	北ふ頭コンテナヤード
図面番号	新 73-3	新 100
建設終了年度	平成 4 年度	平成 13 年度
敷地面積	17,900 m ²	82,766 m ²
事業費	319,133 千円	2,814,000 千円

射水市越の潟町から八幡町にまたがる野積場である。コンテナ及び中古車が保管されている。



北ふ頭コンテナヤード（平成 29 年 1 月 10 日撮影）

(オ) 堀岡船だまり野積場

名称	堀岡船だまり野積場
図面番号	新 73-4
建設終了年度	平成 6 年度
敷地面積	26,400 m ²
事業費	170,438 千円

射水市海童町にある野積場である。漁業用として使用されており、条例に基づき港湾施設使用料を免除しているということであった。



(平成 29 年 1 月 10 日撮影)

(カ) 意見

(意見 27)

平成 27 年度において港湾施設使用料収入を得ている野積場のうち、3 号野積場、4 号野積場及び北ふ頭コンテナヤード以外の野積場については、平成 27 年度において使用料実績割合が著しく低い状況である。特に、9 号野積場については、現場視察における印象と、港湾施設使用料収入の実績との間に乖離があるという印象を受ける。使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

工 魚津港

(7) 北地区野積場

名称	北地区野積場
図面番号	魚 32
建設終了年度	平成 15 年度
敷地面積	5,086 m ²
事業費	38,564 千円

魚津市村木字定坊割地先にある野積場であり、主要取扱貨物は特段決まっていない。平成 27 年度においては、港湾施設使用料収入を全く得ておらず、現場視察時には、貨物が置かれていなかった。



(平成 28 年 9 月 9 日撮影)

(イ) 意見

(意見 28)

現場視察の結果、駐車場として使用されているかのような印象を受けた。これは、北地区駐車場と隣接していることも要因の一つと考えられる。今後野積場として使用される見込みがないのであれば、駐車場への用途変更を検討する必要があると考えられる。

(4) 上屋

ア 伏木富山港（伏木地区）

（ア）左岸 2 号上屋等

名称	左岸 2 号上屋	左岸 3 号上屋
図面番号	伏 78	伏 79
建設終了年度	昭和 46 年度	昭和 42 年度
総床面積	1,841 m ²	1,475 m ²
事業費	52,300 千円	30,123 千円

高岡市伏木錦町にある上屋であり、左岸 2 号上屋は米穀、左岸 3 号上屋は原塩等の保管に使用されている。現場視察の結果、特段の問題は検出されなかった。



左岸 3 号上屋（平成 28 年 10 月 5 日撮影）

(イ) 左岸 5 号上屋

名称	左岸 5 号上屋
図面番号	伏 79-3
建設終了年度	平成 3 年度
総床面積	1,867 m ²
事業費	196,884 千円

高岡市伏木湊町にある上屋であり、プラスチック原料等の保管に使用されている。現場視察の結果、特段の問題は検出されなかった。



(平成 28 年 10 月 5 日撮影)

(ウ) 右岸 1 号上屋

名称	右岸 1 号上屋
図面番号	伏 80
建設終了年度	昭和 42 年度
総床面積	259 m ²
事業費	1,300 千円

射水市庄西町 1 丁目にある上屋であり、画像のうち黒枠で囲んだ建物である。木材等の保管に使用されている。現場視察の結果、特段の問題は検出されなかった。



(平成 28 年 10 月 5 日撮影)

(イ) 右岸 3 号上屋

名称	右岸 3 号上屋
図面番号	伏 82
建設終了年度	昭和 42 年度
総床面積	2,207 m ²
事業費	21,800 千円

射水市庄西町 2 丁目にある上屋であり、化学肥料や鉄鋼等の保管に使用されている。現場視察の結果、特段の問題は検出されなかった。



(平成 28 年 10 月 5 日撮影)

イ 伏木富山港（富山地区）

(7) 1 号上屋

名称	1 号上屋
図面番号	富 58
建設終了年度	平成 20 年度
敷地面積	2,520 m ²
事業費	450,000 千円

富山市東岩瀬町海岸通りにある上屋であり、化学肥料の保管に使用されている。現場視察の結果、特段の問題は検出されなかった。



(平成 28 年 10 月 11 日撮影)

(イ) 3 号上屋

名称	3 号上屋
図面番号	富 60
建設終了年度	昭和 45 年度
敷地面積	1,985 m ²
事業費	21,000 千円

富山市東岩瀬町海岸通りにある上屋であり、米穀の保管に使用されている。
現場視察の結果、特段の問題は検出されなかった。



(平成 28 年 10 月 11 日撮影)

ウ 伏木富山港（新湊地区）

(7) くん蒸上屋

名称	くん蒸上屋
図面番号	新 61-2
建設終了年度	平成 9 年度
総床面積	165 m ²
事業費	166,000 千円

射水市八幡にある上屋であり、原木等のくん蒸作業に使用されている。現場視察の結果、特段の問題は検出されなかった。



(平成 29 年 1 月 10 日撮影)

工 魚津港

(7) 南地区上屋

名称	南地区上屋
図面番号	魚 28
建設終了年度	不明
総床面積	342 m ²
事業費	不明

魚津市上口地先にある上屋であり、漁具の保管に使用されている。現場観察の結果、特段の問題は検出されなかった。



(平成 28 年 9 月 9 日撮影)

6 未利用地の管理と今後の活用

(1) 概要

未利用地とは、港湾事業に関連する法律の中では定義はないが、「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」（平成 26 年国土交通省告示第 1167 号）のうち、「I 今後の港湾の進むべき方向 4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理 ⑤ 港湾空間の再編」において、「産業・貿易構造や荷役形態の変化に伴い利用者ニーズに合わなくなった施設や低・未利用地については、海陸交通の結節点であり、水際線を有するという臨海部の特性を活用した空間として再編を進める。」とされている。

したがって、未利用地に対して何らかの対応が必要となるが、この点、富山県は、「富山県公共施設等総合管理方針」を策定し、未利用地については、売却処分を基本としつつ、貸付けなど幅広い手法により、資産の有効活用を図る方針を探っている。

(2) 監査対象の抽出基準及び主な監査手続

ア 監査対象の抽出基準

平成 27 年度末において港湾課が所管する土地の内訳書を母集団とした。

イ 主な監査手続

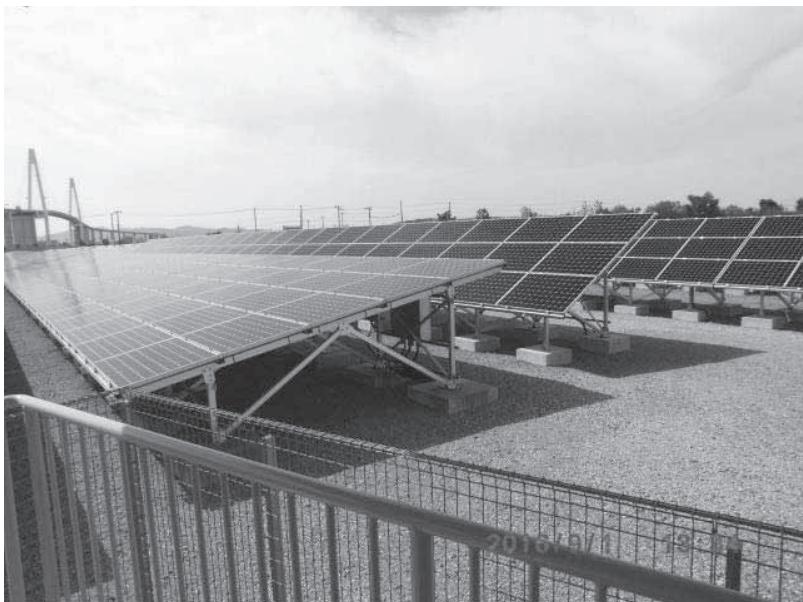
- ・ 貸付けが行われている土地については、賃貸借契約書等の関連資料を閲覧し、賃料の計算方法の妥当性を確かめた。
- ・ 貸付けが行われていない土地については、現況及び今後の活用予定について、質問を行った。
- ・ 施設の状況を把握するため、必要に応じて現場視察を実施し、写真撮影を行った。
- ・ 監査の進捗状況に応じて、必要となった情報を再確認する等の目的で、現場視察を複数回実施した。

(3) 問題点の検討

- ア 各未利用地の状況
(ア) 射水市海竜町 4 他

会計単位	一般会計
公有財産上の区分	普通財産
面積 (m ²)	108,416
使用目的	港湾関連用地

上記のうち、52,328 m²は第三者に貸し付け、メガソーラーシステムが設置されている。



(平成 28 年 9 月 1 日撮影)

残りの 56,088 m²のうち一部は、水産関係施設や物流関係施設などの港湾関連用地として売却予定であるとのことであるが、具体的な売却先は決まっていない。



(平成 28 年 9 月 1 日撮影)

(意見 29)

現地は一部高台となっていることから、平坦地に比べて売却が困難であると考えられる。売却先が決まれば問題がないが、売却先が決まらない状況が継続するのであれば、全面的に緑地として整備することも検討する必要があると考えられる。

(イ) 射水市海竜町 29 の一部

会計単位	一般会計
公有財産上の区分	普通財産
面積 (m ²)	約 5,000
使用目的	交流厚生用地



(平成 29 年 2 月 8 日撮影)

(意見 30)

新湊マリーナの隣接地であるが、公有財産台帳に記載された面積が 18,048 m²である一方、包括外部監査の過程で把握した数値は約 5,000 m²となっており、不一致となっている。不一致となった原因は、港湾計画の変更に伴い面積を変更すべきであったが、用地の境界の確定に時間を要するため、変更していかなかったとのことであった。今後は、港湾計画の変更内容を適時に港湾台帳に反映する必要があると考えられる。

(ウ) 射水市海竜町 214 他

会計単位	一般会計
公有財産上の区分	普通財産
面積 (m ²)	14,104
使用目的	都市機能用地

上記のうち、9,295 m²を住宅内道路として貸し付けている。



(平成 29 年 2 月 8 日撮影)

(意見 31)

当該用地は、住宅や学校などの用地として整備した都市機能用地の一部であり、住宅内道路として貸し付けている部分以外の未利用となっている部分について、関係者に対して利用の意向を再確認する必要があると考えられる。

(イ) 富山市蓮町 5 丁目 371-252 他

会計単位	一般会計
公有財産上の区分	普通財産
面積 (m ²)	35,216
使用目的	売却用地

住宅用地として公募により売却する予定の土地であるが、平成 22 年から 3 回公募し申込者がない状況である。



(平成 29 年 2 月 8 日撮影)

(意見 32)

平成 22 年から 3 回にわたり住宅用地として売却するため一般競争入札により公募を行ったが、申込者がなかったとのことである。今後も引き続き、売却に向けた取組みを進めていく必要があると考えられる。

(オ) 高岡市万葉ふ頭 5、12

地番	高岡市万葉ふ頭 5	高岡市万葉ふ頭 12
会計単位	港湾施設特別会計	同左
公有財産上の区分	普通財産	同左
面積 (m ²)	約 64,000	約 45,000
使用目的	港湾関連用地	港湾関連用地

万葉ふ頭は埋立地であり、3 つの岸壁がある。万葉ふ頭 5 の港湾関連用地については、平成 27 年 12 月に開催された富山県地方港湾審議会議事録によると、平成 24 年に石油備蓄法が改正され、その後石油会社が当該地においてタンク 1 基を増設する計画を打ち出したもので、従来危険物取扱施設用地としていたが、石油会社や地元との合意により、港湾関連用地として用途を変更するということになった⁴⁶。今後は、物流関係企業の用地として活用する予定とされている。



(平成 28 年 10 月 5 日撮影)

⁴⁶ 第 31 回富山県地方港湾審議会議事録 15 頁を参照。

(指摘事項 03)

当該用地は、当初より港湾施設ではないことから、公有財産台帳の作成が必要であるが、作成されていない。財産管理を適切に実施するために、公有財産台帳を作成する必要がある。

7 港湾施設及び海岸保全施設における放置艇対策

(1) 概要

放置艇とは、港湾等の公共用水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶、または、水域管理者の認めた施設や区域に係留されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留している船舶のことという。

また、放置艇が引き起こす問題として、以下のものが挙げられる⁴⁷。

- ・ 係留場所の私物化・利権化、公共施設の破損、沈没船化
- ・ 無秩序な艇の集積による船舶航行の支障
- ・ 洪水・高潮時における流水の阻害、艇の流出による災害の発生
- ・ 安全管理の不十分さに起因する事故や遭難、漁業操業者とのトラブル
- ・ 違法駐車、騒音、ゴミ・油の不法投棄、景観の悪化

(2) 監査対象の抽出基準及び主な監査手続

ア 監査対象の抽出基準

富山県全体の状況を把握した。

イ 主な監査手続

富山県における放置艇の状況を把握し、北陸地方の他県の調査結果と比較することで、放置艇について、富山県が採るべき対応を検討した。

(3) 問題点の検討

ア 富山県と北陸地方の他県との比較

プレジャーボートの係留・保管状況及び放置状況等を把握するため、国土交通省は、プレジャーボート全国実態調査を行い、各都道府県に情報提供を求めている。

⁴⁷ 國土交通省「プレジャーボートの放置艇対策に関する検討懇談会 第1回検討懇談会 資料一 既往のプレジャーボート全国実態調査と放置艇対策について」16頁（平成22年）を参考に記載。

以下は、公表されている調査結果のうち、最新のものである平成 26 年度の調査に基づき、富山県の調査結果と、北陸地方における他の 3 県の調査結果を比較したものである。

(単位：艇)

県名	マリーナ等 収容 能力 A	確認艇 B	許可艇 C	許可艇 の内訳 マリーナ等 ・マリーナ 等以外 D1、D2	放置艇 E	放置艇 率 E/B(%)	マリーナ等 収容 余力 A-D1
富山県	1,416	2,605	1,000	1,000 0	1,605	61.6%	416
新潟県	936	3,261	1,224	649 575	2,037	62.5%	287
石川県	785	2,118	944	601 343	1,174	55.4%	184
福井県	2,417	1,837	1,555	1,274 281	282	15.4%	1,143
全国	88,270	177,516	89,980	57,019 32,961	87,536	49.3%	31,251

- 福井県における放置艇率の低さが目立つ。
- 富山県のマリーナ等の収容余力は、416 艇と、北陸地方で放置艇率が最も低い福井県に次いで高い。仮に、平成 26 年度におけるマリーナ等収容余力に基づき、放置艇を既存のマリーナ等に収容すると仮定した場合、放置艇率は $45.6\% = \{1,605 - 416\} \div 2,605$ まで減少し、全国平均を下回ることとなる。したがって、既存のマリーナ等への収容を強く促すべきであると考えられる。

イ 富山県内の放置艇数

富山県は、県内を大きく 7 地区に分けて放置艇対策をとっている。保管施設の整備状況を確認しながら優先的に取り組む地区を選定し、地区ごとに関係者による協議会を設置し、地区的実情に応じた計画を立案し、規制等の対策を実施している。平成 26 年度における地区ごとの内訳を示すと以下のとおりとなる⁴⁸。

(単位：艇)

地区名	マリーナ等 収容 能力 A	確認艇 B	許可艇 C	許可艇 の内訳 マリーナ等 D	放置艇 E	放置艇 率 E/B(%)	マリーナ等 収容 余力 A-D
黒部・入善・朝日地区	62	379	61	61	318	83.9%	1
魚津・滑川 地区	168	293	92	92	201	68.6%	76
水橋地区	153	144	138	138	6	4.2%	15
富山地区	254	248	195	195	53	21.4%	59
新湊地区	525	871	340	340	531	61.0%	185
高岡地区	254	463	174	174	289	62.4%	80
氷見地区	0	207	0	0	207	100.0%	0
合計	1,416	2,605	1,000	1,000	1,605	61.6%	416

- 黒部・入善・朝日地区は、平成 28 年度に黒部市営の係留施設の整備が完了し、収容能力が 113 隻増加した。現在、黒瀬川・高橋川水系での重点的撤去区域の設定等、放置艇対策が進められているところである。
- 新湊地区は、平成 28 年度に新湊マリーナが拡張整備され、収容能力が 94 隻増加した。平成 29 年度には整備が完了することである。ただ、収容能力が増加したからといって、放置艇率が減少するわけではなく、マリーナ等への収容を強く促す必要があると考えられる。

⁴⁸ 平成 26 年度における地区別内訳を示したのは、国土交通省の調査結果との関係を明確に示すためである。



射水市海老江海岸における放置艇（新湊地区）（平成 28 年 9 月 20 日撮影）

（意見 33）

新湊マリーナは、県外客の誘致を目指し、ボートやヨットを係留できる水上桟橋や陸上保管施設を増設したことである。現在は放置艇が周辺地区にも多く、放置艇は船舶航行の支障や艇の流出によるトラブル等様々な問題の原因となるだけではなく、料金を適切に支払ってマリーナにプレジャー・ボート等を係留している者から見れば非常に不公平な状況である。港湾法に基づく放置等禁止区域の指定（港湾法第 37 条の 11 第 1 項）などにより、マリーナ等の適切な保管場所へ誘導する必要があると考えられる。

- ・ 高岡地区における放置艇の状況を確認したところ、吉久整理場において、プレジャーボート等が大量に放置されていることが確かめられた。



吉久整理場における放置艇（高岡地区）（平成 28 年 10 月 5 日撮影）

（意見 34）

吉久整理場は、現在、整理場として全く使用されておらず、プレジャーボート等が大量に放置されている。吉久整理場をマリーナ等にする事業が検討されたこともあるが⁴⁹、結局執行されていない。富山地区の岩瀬 PBS は、約 200 艇の保管で、港湾施設特別会計では歳入が歳出を 20 百万円程度上回っていることから、吉久整理場を放置艇の保管場所として転用するためには、マリーナ等として整備することも検討する必要があると考えられる。他の都道府県では、利用されなくなった整理場及び貯木場を、マリーナ等として整備した事例は多く存在する⁵⁰。また、マリーナ等が現実的でないと

⁴⁹ 平成 25 年開催の第 28 回地方港湾審議会議事録 4 頁を参照。

⁵⁰ 日経 BP 「貯木場をにぎわいのある係留施設に ポートパーク広島（広島市）」（平成 19 年）、愛知県衣浦港の事例、北海道小樽市の若竹地区水面貯木場の再開発など多數。

考えるのであれば、マリーナ等よりも簡易な係留施設であるポートパークを整備することも検討する必要があると考えられる。

氷見地区には、港湾区域がないことから、今回、現場視察は行っていない。しかし、係留場所が全くなく、抜本的な対策を採れない状況であり、大雨等により放置艇が大量に流出する可能性があることから、係留施設を整備することも検討する余地があるものと考えられる。

以 上

平成29年3月31日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番
